

官報号外 昭和四十八年三月七日

○第七十一回 参議院会議録第八号

昭和四十八年三月七日(水曜日)

午前十時十三分開議

○議事日程 第八号

昭和四十八年三月七日

午前十時開議

第一 資金運用部資金並びに簡易生命保険及び

郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律案、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

第二 國務大臣の報告に関する件(昭和四十八年度地方財政計画について)

第三 地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

第四 國家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、請假の件
二、故議員水口宏三君に対し弔詞贈呈の件
三、故議員水口宏三君に対する追悼の辞
四、國家公務員等の任命に関する件
五、日程第一より第四まで

一、請假の件
二、故議員水口宏三君に対する追悼の辞
三、國家公務員等の任命に関する件
四、日程第一より第四まで

一、請假の件
二、故議員水口宏三君に対する追悼の辞
三、國家公務員等の任命に関する件
四、日程第一より第四まで

部を改正する法律案(衆議院提出)

○議長(河野謙三君) これより会議を開きます。

この際、おはかりいたします。

小平芳平君から海外旅行のため来たる十二日か

ら三十二日間請暇の申し出がございました。

これを許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

よって、許可することに決しました。

○議長(河野謙三君) 議員水口宏三君は、去る一日逝去せられました。まことに痛惜哀悼の至りにいたしません。

つきましては、この際、同君に対し、院議をもつて弔詞を贈呈することとし、その弔詞は議長に一任せられたいと存じますが、御異議ございませんか。

○議長(河野謙三君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

議長において起草いたしました弔詞を朗読いたします。

参議院は議員水口宏三君の長逝に対しましてつしんで哀悼の意を表しやうやく弔詞をささげます

甲詞の贈呈方は、議長において取り計らいます。

○議長(河野謙三君) 高田浩運君から発言を求められております。この際、発言を許します。高田浩運君。

【高田浩運君登壇、拍手】

○議長(河野謙三君) 三月一日午後三時十分過ぎのこと

でございました。水口宏三君は、本院議員会所前で、請願陳情の列を前にして演説をされておりました。熱のこもった演説でございました。突然

ました。熱のこもった演説でございました。突然

組まれ、次いで、二十九年には、憲法擁護国民連合の事務局長に就任して護憲運動を推進、三十四年には、安保改定阻止国民會議事務局長に就任されて、六〇年安保闘争のリーダーとして活躍されました。また、三十七年には、内閣臨時行政調査会の専門委員となり、行政制度の改革のため尽瘁されました。

君は、この多忙な中で、「六〇年安保闘争」など、あなたの著書をも残されています。この献身的な活躍は、君の人柄と相まって、広く人の信頼と期待を集めることとなり、一昨年から立候補され、みごと当選の栄を得られました。

君は、当選の直後、立候補した目的と今後の抱負を、こう語っておられました。「私は二つの目的をもつて立候補いたしました。その一つは、長年憲法問題に携わってきたので、わが国の安全保障問題についてじっくりと取り組みたい。その二つは、私は公務員出身であり、その労働組合の設立にも関与したので、わが国の行政制度の改革を抜本的に検討したい。」と。

かくて、本院においては、終始、内閣委員会に席を置かれ、その理事として委員会の運営に携わる一方、貫して、真摯かつ熱心に審議に当たられました。長年の研さんと実践を通じて体得された豊富な知識と、卓越した識見に基づき、現実を見詰め、現実の中から問題を的確に把握して論議を開かれ、その風格は独特のものがあります。

特に、安保防衛問題については、流動する国際情勢の推移に伴つて派生するもろもろの問題をとらえ、時にきびしく政府を追及し、また、広く行政制度のあり方にについて鋭く究明するなど、たんねんな質疑を通じて成果をあげられました。また、決算委員会での活躍も、鋭い分析による質疑であったと承っております。君の、この活躍ぶりは、国会の会議録が雄弁にこれを物語つております。

す。

また、君の属する日本社会党での党活動においても、国会対策役員のほか、外交防衛問題委員会、労働基本権確立特別委員会、社会主義理論委員会、その他、数多くの委員会の委員として精力的に活躍され、すぐれた業績を残されたと承っております。

かくて、君は、当選後、日は浅かつたにかかわらず、残された御功績は、まことに大きかったのであります。

君は、笑みをたたえる温顔の中に、強い正義感にあふれ、身を持つること清廉、刃幅を飾らず、信

官報(外)

ある道を一筋に邁進する信念の人であります。しかも、何の気負いもなく、また、てらいもない独特の風格を持っておられました。まさしく、大衆のための政治家水口君の面目と魅力であります。君は、平素、心臓と肝臓が悪いと健康を気にしておられました。昨年の通常国会終了後、しばらく入院の上、検査と静養につとめられたのはそのためであります。その後、いたく元氣で、いや、だいじょうぶのようすよと笑つては、席のあなたまるいとまもなく東奔西走しておられた昨今でございました。

急逝されたその日も、宮城県知事選挙の応援から帰京されたばかりで、党の勉強会に出席、さらに、その席から議員会会所にかけつけ、演説のさなか、赤だしきをかけた姿のまま倒れて、五十八年の生涯を閉じられたのであります。あらためて、政治家の生活のきびしさと人の世の無常を思ひ知らされたことありました。

現下、わが国は内外ともにきわめて重要な時期に当面し、政治に対する国民の関心が大きく高まっています。この時にあたり、君を失いましたことは、まことに惜しみても惜しみでも余りありませんことであります。

ここにつつしんで君が生前の御功績をたたえ、その人となりをしのび、心から哀悼のまことをさ

せう、追悼のことばをいたします。(拍手)

○議長(河野謙三君) この際、国家公務員等の任

命に関する件についておはかりいたします。

内閣から、鉄道建設審議会委員在荒木茂久二君、五島昇君、駒井健一郎君、日向方齊君、西村健次郎君、田貫涉君、麻生平八郎君、片岡文重君を任命することについて本院の同意を求めてまいりました。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて、これに同意することに決しました。

○議長(河野謙三君) 日程第一 資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、所得税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

四案について、提出者の趣旨説明を求めます。

○國務大臣(愛知揆一君) 資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

金の長期の運用は、確実かつ有利な運用という性格に加えて、財政的資金の配分という性格を兼ね備えるに至つておられます。このようない現状にかんがみ、国会においてかねて行なわれてまいりました財政投融资計画と国会の審議のあり方についての論議の経過を踏まえ、資金及び積立金の長期の運用について、その適正かつ効果的な実施に資するため、その予定額につき、国会の議決を経るものとする等の措置を定めることいたしました。これが本法律案の趣旨であります。

この法律案の内容といたしましては、第一に、毎会計年度新たに運用する資金及び積立金のうち、その運用の期間が五年以上にわたることを予定されているものにつき、予算をもつて国会の議決を経なければならぬことといたしております。また、その際、運用を予定する金額を、資金及び積立金の別に、かつ、運用対象区分ごとに区分することといたしております。

この規定に基づき、昭和四十八年度における資金及び積立金の長期運用予定額を昭和四十八年度特別会計予算の予算総則第十四条に掲記し、別途御審議をお願いいたしているところであります。

第二に、資金及び積立金の運用は、その相手先である公社公團等の事業の進捗の状況に応じて彈力的に対処する等の必要がありますので、国会の議決を経た長期運用予定額につきまして、議決を受けた年度内にその運用を行なわなかつた場合は、翌年度に繰り越しして運用できるものといいたしております。

なお、同様の見地から、予算総則に弾力条項を設け、予見しがたい経済事情の変動に対処するため、個々の機関につき、その運用予定額を五〇%まで増額し得るよう措置しております。

第三に、毎会計年度の運用の実績を明らかにすることとし、また、寄付金控除の控除限度額を勤続年数三十五年の場合では、現行の五百万元から八百万円に引き上げられることになります。

第三に、白色申告者の専従者控除を三万円引き上げることとし、また、寄付金控除の控除限度額の引き上げ、勤労学生控除の対象となる勤労学生の範囲の拡大をはかるとともに、予定納税を要しない予定納税基準額を現行の二万円から三万円に引き上げる等、所要の改正を行なうことといたしておあります。

郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律案につきまして、御説明申し上げた次第であります。

次に、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

初めに、所得税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

第一に、最近における所得・物価水準の推移を考慮して、中小所得を中心とした所得税負担の軽減をはかるため、課税最低限の引き上げを行なうことといたしております。

すなわち、基礎控除及び配偶者控除についてはそれぞれ一万円、扶養控除については二万円引き上げるとともに、給与所得者について、その負担を軽減するため、給与所得控除の定額控除を三万円引き上げるほか、定率控除部分についても適用金額の範囲を拡大することといたしております。この結果、給与所得者の課税最低限は、夫婦と子供二人の場合では、現行の約百三万円から約百十四万円に引き上げられることになります。

また、老人扶養控除等については三万円、障害者控除等についてはそれぞれ一万円引き上げることといたしております。

第三に、退職所得者の税負担の軽減をはかるため、退職所得の特別控除をおおむね五割程度引き上げることとしております。その結果、たとえば勤続年数三十五年の場合では、現行の五百万元から八百万円に引き上げられることになります。

第三に、白色申告者の専従者控除を三万円引き上げることとし、また、寄付金控除の控除限度額を勤続年数三十五年の場合では、現行の五百万元から八百万円に引き上げられることになります。

第三に、白色申告者の専従者控除を三万円引き上げることとし、また、寄付金控除の控除限度額を勤続年数三十五年の場合では、現行の五百万元から八百万円に引き上げられることになります。

これらにより、昭和四十九年度におきましては、三千億円をこえる所得税減税が行なわれるこになります。次に、法人税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

法人税法におきましては、中小法人の税負担の軽減との内部留保の充実に資するため、同族会社の留保所得課税についての控除額を引き上げるほか、役務の提供についても割賦基準による所得計算を認めることとしております。

最後に、租税特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず第一に、土地に対する投機的取引を抑制するため、法人の譲渡益について重課することとしたしました。この重課による税負担は、通常の法人税を含めた総合税負担がおおむね七〇%となることを目途とし、通常の法人税とは別に二〇%の税率で課税することいたしております。また、適用対象範囲の拡大を行なうこととしております。

第二に、重要産業用合理化機械等の特別償却の廃止、価格変動準備金の積み立て率の引き下げ等、産業関連の特別措置について整理合理化を行なうとともに、交際費課税の強化をはかるため、交際費の損金不算入割合を引き上げた上、適用期限を二年延長することとしております。

第三に、国民の福祉の向上をはかるため、老年者が受けける公的年金及び恩給については、六十円の老年者年金特別控除制度を創設し、また、心身障害者を多数雇用する企業の機械等についての割り増し償却制度を創設することとしております。

第四に、公害防止に資するため、無公害化生産設備についての特別償却制度を創設し、さらに、低公害乗用車の開発普及を促進するため、物品税の暫定軽減措置を講ずることとしております。

第五に、労働者財産形成・住宅対策の見地から、労働者の持ち家取得を促進するため、労働者財産形成貯蓄にかかる住宅貯蓄控除制度の控除額を引き上げる等の措置を講ずることいたしております。

第六に、中小企業経営の近代化合理化をはかるため、青色申告者について、みなしだ人課税の選択による事業主報酬制度を創設することいたしております。

第七に、農林漁業者の健全な経営の充実をはかるため、農業協同組合等の留保所得の特別控除制度の対象範囲を拡大して適用期限を延長するほか、農業信用基金協会等の債務保証にかかる抵当権設定登記の登録免許税を軽減することいたしております。

以上のほか、それぞれ実情に応じ、所要の措置を講ずることとしております。

以上、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げた次第でございます。(拍手)

○議長(河野謙三君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。川村清一君。

〔川村清一君登壇、拍手〕

○川村清一君 私は、日本社会党を代表して、ただいま政府から趣旨説明のありました資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律案について、田中総理並びに閣僚大臣に対し質問をいたします。

政府は、今回の特別措置法案の成立をもって、財政投融資計画を国會議決事項に付したものとしており、野党的要求にこたえようと弁明しようとしております。しかし、この措置は、長い間のわれわれの主張に沿つたものではなく、また、財政民主主義を發展させるものではありません。財政投融資計画が第二の予算ともいえる実態と機能を持つて

いる現在、政府は、それを予算審議の単なる資料として提出するのではなく、いわゆる第四の予算案と位置づけて、国会の審議、議決を受けるべき

規定されているいわゆる弾力条項についてあります。

財投の弾力的運用目的のために、予見しがたい

経済事情の変動により、特別の事由があるとき

は、長期運用予定額の当該項目及び予定額合計額の五〇%まで増額できる規定が設けられておりま

すが、これは国会審議権を実質的に無視するやり

方で、行政専権事項の範囲を拡大するものであります。

五〇%ワクはあまりにも大きく、これまで

の運用実態から極度にかけ離れた水準であります。

現代は、財政の持つ景気調整機能の比重は高

まり、財投の弾力的運用も必要ではあります。

四十年代のわが國経済において、財政の弾力性発

動の実態は、最高の四十六年度でさえ総額で一

八%であります。したがって、弾力性の規定は

せいぜい一〇%程度にとどめ、それ以上必要とさ

れるに至った場合には、そのつと補正予算を提出

して国会審議を求めることが、財政民主主義の本

旨にかなつたものであります。これに対する御見

解を伺います。

第三には、特別措置法案の第三条に規定されて

いる長期運用予定額の繰り越し、その自動的運用

規定の危険性であります。

財政法第十四条の三にいう繰り越し明許費は、

「その支出を終らない見込のあるものについては、

予め国会の議決を経て」と明記されており、原

則的には、事前の結果的繰り越しを許している

ものではありません。毎年度国会の議決を経て認

められるべき原則を無視することは、年度独立原

則の例外規定である繰り越し明許費を拡大し、国

会議決を空洞化することになり、ゆゆしき官僚行

政の逸脱行為であると考えますが、これに対する

率直な御見解を伺います。

第四は、財投原資の構成内容に関するであります。

四十八年度の財投計画は、六兆九千二百四十八億円の大型のものであり、そのうち実に八一・

を伺います。また、原資に關していえば、厚生年金、国民年金を、現行の積み立て方式を賦課方式に切りかえ、厚生年金受給者のわずかに一割、八万人の該當者をもつて五万円年金の実現などと誇大宣伝して国民を愚弄することはやめ、抜本的年金制度の改善、給付水準の引き上げを、決断をもつて実行すべきであります。これに対し、厚生大臣の御見解を伺います。

最後に、わが國経済の大企業・独占中心の体质、生産第一・輸出優先の産業構造を、国民生活優先、人間尊重の経済に転換することが、今日、最も緊要な課題となつておることは、言うまでもありません。しかるに、財投の内容はそれに全く逆行しております。すなはち、田中内閣の看板政策である日本列島改造は、過密過疎の同時解消をスローガンに二十五万地方都市を建設し、それを高速度鉄道網、高速度道路網で結び、全国を一日行動圏にするというのであります。が、まさに人間生活を無視したブルドーザー的政策であり、この政策は、財投計画にさわめて露骨に示されているのであります。

国土総合開発公団は三百三十五億円で発足の予定ですし、日本道路公団には五千億の融資で千四百億を増額、日本鉄道建設公団へは四百五十億増の一一千二百億の融資等々に明らかであります。さらに、また、わが国の貿易収支の黒字基調は、四十年の二十億ドルを起点として、来年度は八十一億ドルも見込まれております。これまで、財投から基幹産業に一兆四千九百億、貿易・経済協力として二兆五千二百億の運用がはかれ、来年度もそれぞれ一千四百六十億、六千百九十億が追加されることになつております。これを機関的に代表するものは、日本開発銀行と日本輸出入銀行であります。明年度にも、資金運用部資金から開発銀行に三千九百億、輸出入銀行に四千九百億が貸し出されることになつております。これを機関的に代表するものは、日本開発銀行と日本輸出入銀行であります。

億、輸出人銀行に一兆三千六十億の巨額に達しているのであります。このような財投の運用が、高度経済成長をささえてきた背景であります。国民大衆の資金である財政投融資資金が、あるいは経済開発、産業開発という名目で、あるいは貿易振興という名目で、ばく大な資金が開発銀行、輸出入銀行を通して基幹産業の大企業に長期資金として低利で融資してきた経済政策が、劣悪な労働政策、社会福祉政策と相まって、わが国経済の今日的状態をつくりたのであります。国内的には、インフレの高進、公害の拡大、交通戦争、住宅問題等々、いまや国民の命と暮らしは危機にあると言つても決して過言ではありません。国際的には、エコノミック・アニマルの悪評を受け、わが国に対する円の切り上げの要求、貿易に対するもうろろの風当たりが強まり、ついに円の変動相場制に移行を余儀なくされることになったが、政府の責任はきわめて重大であります。いまや、経済政策の大転換が必要であります。しかも、急速に断行すべきときです。財政投融資の原則を、成長優先、輸出第一主義から、福祉優先、生活第一主義へ、勇断をもって切りかえなければなりません。具体的には、開発銀行、輸出入銀行の役割り、使命はすでに終わったのです。両銀行を解散し、それにかわって、中小企業の体質強化、公害対策、生活環境の整備等を目的とする強力な政府銀行を新たにつくるべきであります。政府にその意思がないかどうか、決断と実行を充りものにして総理の座につかれた田中總理の御見識を承つて、私の質問を終わります。（拍手）

会の議決を受けることになつておられらをさらに議決対象といたしまして、この点を考慮し、今回、資金運用資金の運用を国会の議決対象として、これによつて財投計画の議決の問題を生ずることになるわざの議決の対象になつたわけですが、まずは予算審議の御参考に資しておられますので、その計画を全うなことができると思つたわけでござる銀を解散して、中小企業や生活新需要にこだえる新しい政府関係はどうかといふ御説に対しても答が果たす役割は、時代の流れと源の確保を目指した輸入・投資金ための直接借款へと重点が移つて心した業務の遂行に努力をいたしました。また、わゆる産業金融から、公害の予防、公害、生活環境整備の分野で流通の近代化、大都市の再開発など、社会開発、国民福祉の向上融資を行なうよう、その焦点を現時点においては、いま申し上げることを御理解賜りたいと改組問題につきましての御説があります。この点を考慮し、今回、資金運用資金の運用を国会の議決対象として、これによつて財投計画の議決の問題を生ずることになるわざの議決の対象になつたわけですが、まずは予算審議の御参考に資しておられますので、その計画を全うなことができると思つたわけでござります。

思います。残余は、関係閣僚から答弁をいたします。

(拍手)

〔国務大臣愛知揆一君〕 お答えいたします。

○国務大臣(愛知揆一君) お答えいたしました。

まず第一に、財政投融資計画の、入ってくるお金つまり原資でございますが、これは郵便貯金なり簡易保険なり、いわば受動的なものであり、有償的な国民からの大切な預かり金でございます。いわば金融的な資金であって、租税とは全然性質が違うわけでございます。ですから、本来、全体としての数量的規制にはなしまない性格のものであるということを御理解をいただきたいと思います。

そういう性格のものではございませんが、提案の理由で御説明いたしましたように、規模も大きくなりましたし、また、運用計画は財政的な機能を大きくいたしましたので、何とかして、こういう性格のものではあります、国会の議決の対象にして、そして国民的に大いに御理解をいただきたいべきであるということを、非常に検討を経て、権威者の御意見も伺いまして、今回の案を最善として御提案をいたした次第でございます。

それを前提にいたしましてお聞き取りを願いたいと思います。

具体的には、まず、長期運用の予定額の弾力性の問題でございますが、弾力条項は、いま申しましたような資金運用部資金及び簡保資金の別に、かつ運用対象ごとに長期運用予定額をきめるわけございますから、増額の限度の割合、弾力条項の割合を五〇%と定めることが適当であると思いまして、これは、たとえば、公庫の借り入れの弾力、それから政府保証の弾力がいずれも現在五〇%でございますこととだらみ合させていただければ、御理解がいただけるのではなかろうかと思ひます。また、現実に弾力条項を発動する場合に、全部の運用対象について同時に五〇%の増額を行なうような事態は予想しておりません。予見しがたい経済事情の変動によって有効需要の創出、社会資本の緊急整備等の必要が生じた場合には、両資金の資金事情等を勘案しながら長期運用額を増額してこの必要に応ずる措置をとることが要請されるのではなかろうかと思ひます。したがつて、この五〇%の限度を一〇%程度にとどめようのが政府の見解でございます。

次に、自動繰り越し運用といわれた規定がござります。これが財政民主主義に反するものではないかというお尋ねでございますが、これらの資金の運用先のうちで、公団、事業団等の事業は、性質上、年度を越えて継続されるものが相当多いわけでございます。また、融資機関につきましては、金融情勢等によりましてその融資計画が影響を受けることもあります。このような資金の運用対象事業の特質にかんがみまして、運用の実行も弾力的で機動的に行なう必要がありますので、国会の議決を経ました長期運用予定額については繰り越し得ることとしておくことが、実際上必要です。

なお、繰り越し明許費は、財政法十四条の三にありますように、歳出予算の経費のうち、その性質上または予算成立後の事由に基づいて年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについて、あらかじめ国会の議決を経て、翌年度に繰り越して使用することができます。これは、いま申し述べたような資金運用部資金及び簡保資金の長期運用予定額の繰り越しにつきましては、このようない意味での繰り越し明許費の形式にはよりがたいといふことは、やはりこの性格から御理解がいただけのではなかろうかと考えます。

その次は、財投計画の運用の問題、運用政策の問題でございますように、生活基盤整備のための運用

を大いにすべきである、その転換が必要である

という御質疑でございます。

先ほど申しておりますように、これらの原資

は、広く国民全体から集められた資金をその源泉

としておることから申しまして、財投計画は国民福社の向上や社会資本の整備促進に重点を置いて

作成されなければならないということは当然である

と思います。

そこで、住宅、生活環境整備、厚生福利施設、文教施設、中小企業並びに農林漁業、これに対する資金供給は年々そのシェアを高めてまいります。昭和四十八年度計画におきましては、ほぼ六割に近い計画がされておるわが政府の見解でございます。

また、年金積み立て金にも御言及がございましたが、年金積み立て金の分をとつてみると、その運用の対象は、八五%までがいま申しましたよ

うな関係でございますし、また、基幹産業とか貿易、経済協力、つまり、輸銀とか、あるいは海外協力基金であるとか、大企業であるとか、そういう面に配当しているものは、年金積み立て金の計画では全然ございませんように四十八年度はなつておりますことを御理解をいただきたい点でござります。

以上、私に対する具体的な御質問にお答え申上げました。(拍手)

○国務大臣(齋藤邦吉君) 現在の年金制度につきまして採用いたしておられます修正積み立て方式

をやめて賦課方式に切りかえるべきであるとの御質問にお答えいたしますが、当該年度に必要な給付費用をその年度の保険料でまかなうということにいたしますれば、被保険者に比べ受給者数が少ない現段階においては、当面は比較的軽い負担で給付改善を行なうことも可能かと思います。しかし、わが国の老齢化傾向は急ピッチに西欧先進諸国並みに進み、今後受給者が急増いたしますので、保険料負担は今後高額なものとなることが予想されるのであります。したがって、二十年、三十年と長期にわたり物価スライド制を背景にした五

万円年金の支給を確実にするためには、長期的視

野に立った財政運営、すなわち必要な積み立て金を持ちながら、特に急激な負担過重を避けつつ運

営することが必要であると考えておりますので、現在の修正積み立て方式を改め、賦課方式に切りかえることは、考えておりません。(拍手)

○議長(河野謙三君) 野々山一三君。

〔野々山一三君登壇、拍手〕

○野々山一三君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま提案されました税制改正三法案に対し、田中總理並びに國務大臣に基本的な問題について若干の質問をいたしたいと存じます。どうか、簡明率直に御答弁をいただきたいことをまずもってお願ひをいたしております。

第一に、所得税法の改正についてであります。

今日、労働者の税に対する不満、それは、常に

政府は減税する減税する、こういうふうに言い続けていらっしゃるのでありますけれども、率直に

言つて、一向減税感といふものはわいてこないの

であります。物価がどんどん上がっています。

じりありませんか。前の年よりもさらに税率は高くなっているじゃないか、これが素朴な市民、労働者の、總理自身のおっしゃる減税はしますと

いうものの受けとめ方なんであります。きわめて

残念なことがあります。これは、つまり、税金が相変わらず生活費に食い込んでくるばかりで、物価の中でも実質的に増税になっているからなのであります。つまり、これまでの所得税減税は、せいぜい名目賃金の上昇に見合つて、それと税負担率の上昇が同じになるようにしてやうとする、いわゆる負担調整的なものでしかないということなのであります。したがって、物価騰貴が著しいわが国にあつては、物価調整すら十分に行なわれていない、こういうふうに断定せざるを得ないのであります。その結果、自然増収はふくれ上がり、四十八年度は所得税だけで一兆一千五百九十六億円にのぼり、所得税が二年越しに行なわれるということを考えると、所得税の自然増収は二年分で二兆四千億に達するのであります。しかるに、いかがでしょ、減税額はわずか三千百五十億円じゃ

ありませんか。これでは、減税ということはだけだと、いふことを、文字で言つたとおり、音で言つたとおりなんです。

ちなみに、消費者物価が五・五%上がれば、政府の計算によつても、千三百七十億円の物価調整減税が必要だとされております。この数字はやや過小な見込みの感が強いのであります。私みずから計算では、物価は五・五%、所得税の弹性値というものを考えてみて、一〇%とするならば、物価調整必要額は三千七百四十億円、物価を七%といふことに対するならば、四千七百六十億円の減税が必要と推計されるのであります。

今回の減税は、物価上昇による名目所得増加を調整する分を除いたならば、物価調整になつておらぬのであります。

田中さん、愛知さん、いま私が申し上げたことだけをもつてしても、いかにあなた方が今まで減税減税とおっしゃることが間違いであるかがおわかりいただけるであります。自然増収は二兆四千億もあるのでありますから、この際、四人家族は百五十万円ぐらいたまでは無税にするといふことを思い切つてやつても勘定が合うのであります。一兆円ぐらいの減税をすると言つたら、初めて減税といふものが実感がわいてくる。そこには、決断と実行といふものが、あなたの国民に対する約束として信頼されるのじやありませんでしょか。

以下、各項目について所見並びに決意を順次十九項目にわたつて伺いたいので、関係各大臣の誠意ある御答弁をいただきたいと思ひます。

第一に、実質減税といふならば、物価調整減税と一般減税といふのを二つに分けたらいかがでしょうか。どんぶりに一勘定にするといふやり方をやめたらいかがでしょか。

さらに、物価調整減税については、ある程度自動スライド的な減税ができるような制度に改正するふうを行なうべきではないでしょか。根本的な問題です。御見解を承りたいのであります。

また、すなおにいって、これまでのよだな減税のやり方は、それこそ文字どおり再検討の時期に来ていると思うのであります。相変わらず低い課税最低限を押しつけている間に、中学新卒の労働者の初任給にまで情け容赦なく税金がかけられることになつている事実なんです。總理、御存じでしょか、あなた、御存じですか。私と一緒に調べました。しかも、せつかくの減税の恩典は所得の税者になつております。四十八年度の源泉徴収納税者だけで二千八百四十七万人にもなつておるのであります。

しかし、せつかくの減税の恩典は所得の高いうるほど高い、こんなばかなことがあるでしょか。たとえば同じ一万円の控除を引き上げても、四人家族年収百五十万円ぐらいたまでは無税にするといふその一〇%の千円なんです。年収一千万円の者は五〇%減税がふえるのであります。片ひつを減らして、せめて雇用労働者の六〇%くらい、つまづりあなたがやつていらつしやった当時の三十人には税をかけない、ということにすべきであると思つてあります。

同時に、率直に申し上げましょ。納税者の数を減らして、せめて雇用労働者の六〇%くらい、つまづりあなたがやつていらつしやった当時の三十六年ころの水準にまでぐらい減らしたらどうでしょうか。そのくらいのものまでは税金がかからなくていいようにするといふことになつたらどうでしょか。

さらに、高額所得者には、諸控除の引き上げを足切りするような控除消失制度ないしは他面、税額控除制度を採用するなど、文字どおり抜本的な再検討を行なうべきではないかと提案をしたいのであります。總理並びに大臣の所見を伺いたいと存するのであります。

さらに、ここで特に私が取り上げたいのは、給与所得者の天引き課税問題であります。給与所得者は、課税最低限度が低過ぎる上に、源泉徴収による天引き課税がいやおうなしに実施されるのであります。所見を伺いたいのであります。

本來、源泉徴収制度は、昔のいわゆる戦争中のものじゃないでしょか。現行の所得税法は、本来のたてまえは自主申告納税、そうでしょ。私は、法のもとに平等の精神を貫き、給与所得者も税金がかかるのをばかにしている。こう言わなければなりません。たとえば、このほかにも、法だけでも三千八百四十七万人にもなつておるのであります。しかも、せつかくの減税の恩典は所得の高いうるほど高い、こんなばかなことがあるでしょか。たとえば同じ一万円の控除を引き上げても、四人家族年収百五十万円ぐらいたまでは無税にするといふその一〇%の千円なんです。年収一千万円の者は五〇%減税がふえるのであります。片ひつを減らして、せめて雇用労働者の六〇%くらい、つまづりあなたがやつていらつしやった当時の三十人には税をかけない、ということにすべきであると思つてあります。

これと関連いたしまして、今回、青色申告者については、事業主報酬制度が設けられ、いわゆるみなし法人課税といふものが行なわれることになりました。私は、この制度には賛成です。しかし、これに伴つて白色と青色との格差が一そろ拡大する。さらに、給与所得控除が、今回、定額部分が三万円引き上げられて、定額部分が若干拡大されるのですけれども、これは給与所得者の特典ではない。給与所得の源泉が裸一貫の労働者の内体そのものであることを考慮して、定額部分を給与所得者に対してはさらに引き上げるべきだと考へるのであります。そのお考えはいかがでしょか。具体的な対策並びに所見を伺いたいのであります。

なお、退職所得非課税が、三十年勤続で八百万円までは税金をかけないようになります。しかしながら、みみつちいじやありませんでしょか。三十五年も勤いた人に八百万円まで引き上げてあげるんだからいいじやないかといふのはみつちい話でしょ。せめて一千万円、十五年勤続といふぐらいのところまで減税をするといふことになつたら、勤いた者が勤いた価値を認め、生きがいを感じて老後に未来をつくるのじやありませんか。心からあなたの腹の中を伺いたいのであります。

第二に、法人税の改正についてであります。今回の改正では、同族会社の留保所得について、定額控除を若干引き上げております。私は、同族会社の特別課税制度自体がいつまでも続けられていくことに問題があると思うのです。これは法人擬制説のたてまえから発した制度でありますけれども、今日、法人擬制説をたてまえとする行い方は、悪い部分だけを残している。こう言わなければなりません。たとえば、このほかにも、法

は、並べれば切りのないよう、悪い部分だけが残されて乱用されているといふことじやないでしょうか。大蔵大臣。なまな実情を御検討の上で見解を承りたいのであります。

このようなことをやつてまいりますために、このごろでは、株式投機ブーム、こういうものを背景として、いかにも強引者が得をする、そして不公平はさらに不公平を拡大する、こういう制度になつておるのじやありませんでしょか。再考を求める所見を承りたいのであります。

また、外国に比べても不適に低い法人税率には手をつけていません。法人税率は、付加税を入れて三六・七五%、地方税を合計して四五・〇四%であります。これは西欧諸国の中〇%程度に比べて非常に低いと言わなければなりません。そのままに下がつてしまつて、三七ないし三八%程度にされてしまつておるのであります。

今回の円フロートに至る日本経済の構造は、こゝに大きな転換点があります。これを、まさに相まって、税制面からの主軸になつてゐるところでは、論をまたないところであります。これを、またても円切り上げに備えるなどと口実をつけて見送るといふことにするならば、世界の非難を浴びるだけではなく、日本経済の転換をはかるという

ことはとうていできないと私は思うのであります。これまで、法人税率は、不景気のときは下げるに留まらず、好況になつても引き上げようとはしない、これが今までの保守党内閣の常套手段なんあります。私は、この際、法人税制説に立った仕組みを改め、法人税率は基本税率の40%に引き上げるべきであると思うが、その見解を承りたいのであります。

第三に、悪名の高い租税特別措置についてであります。

今回の税制において、この際、總理、大蔵大臣、通産大臣に、それぞれの分野から、以下申し上げることについて見解を承りたいのであります。

今回の改正において、重要機械などの特別償却制度や、価格変動準備金の積み立て率の一部縮減、交際費の一部課税強化などでこれまでやり玉にあがっていたものが約百五十億円、しぶしぶ整理、合理化されることになつてしまいましてたけれども、そのかわり、公害防止施設、自動車産業対策、資源対策、国際環境の改善などで、特別償却制度や引き当て金制度などを約百四十億円今度は逆に拡大をしておるのであります。これでは、減税分が帳消しになるだけではなく、特別措置の内容は実質的に大企業にはほんとうに手厚いものだなといふことがよくわかる。ここに国民の非難があるのであります。

私は、租税特別措置があたかも既得権化して、一方では評判の悪いものを削つたかと思うと、他方ではそれを埋め合わせて余りのあるような特別措置を新設するやり方は、國民を愚弄しているとか。特別措置を拡大する正当な理由、根拠をとくと示していただきたい。お答えをいただきたい。

○議長(河野謙三君) 野々山君、時間が経過しております。簡単に願います。

○野々山一三君(続) ちょうどやくざが強奪的になわ張りを占拠して市民を痛めつけておきながら

うるものであります。これで社会正義は一体守れるでしょうか。その点をとくと私はこの際お考えをただいて、この際、租税特別措置については三年くらいの計画でこれを全廃するという考え方を持つてもらいたい。

以下、時間がないようですから、二、三點について簡単に申し上げます。

租税特別措置を受けている企業では、いわゆる準公共法人みたいに、政治献金、利潤等を制限する、こういうことを明らかにしたらいかがでどうか、私は見解を承りたいのであります。

土地の問題、これについては税制で解決するという考え方のようですがれども、これでは問題の解決はできません。税金を上げたら、その分だけ値を上げてしまうということになるであります。どうも、こういうことを明らかにしたらいかがでどうか、私は見解を承りたいのであります。

最後に、いま税制調査会というのがありますね。あれは、ほんとうに正直言って、私ども見てますと、まさに政府の隠れみのみみたいなものですね。根本的な改組をするということによって市民の意見が十分に入る、そして、なるほどなどということがわかるようなものであること、そして出たものについてそれを政治的に責任をもつて処理するということが必要だと私は思うのであります。抜本的な改正が必要だと考えるけれども、その所見を承りたいと思います。

時間がないようですから、以上をもつて質問を終ります。(拍手)

〔國務大臣田中角栄君登壇、拍手〕

○國務大臣(田中角栄君) 昭和四十八年度におきましては、特に中小所得者の負担軽減をはかるため、課税最低限の引き上げ、給与所得控除の拡充などにより、御指摘のとおり、初年度三千百五十億円、平年度三千七百億円に及ぶ所得税減税を行なうことにいたしたわけでございます。

このような減税の結果、夫婦二人の給与所得

者の場合は、課税最低限は平年度百十四万九千六十四円、御指摘の百五百万円には至りませんが、アメリカを除き、イギリス、西ドイツ、フランスの例を上回るようによらやくなつたわけでござります。

なお、今回の改正により、標準家族の課税最低限は、昭和四十八年分で八%上昇することになりまして、消費者物価上昇見込み五・五%を上回ることになつておるわけでございます。

また、課税最低限の大額な引き上げは、低所得者に対して、より多くの恩典を与えるものであります。

御指摘がございましたように、三十六年の給与所得者数は約二千三百万人でございましたが、四十八年度は確かに三千五百万人近いのでございますから、人數はふえております。所得水準も上昇ですから、人數はふえております。所得水準も上昇いたしておりますので、納稅義務者数が増加をしておるということは、やむを得ないことだと思われるのでございます。

租税特別措置を全廃せよという問題でございますが、租税特別措置につきましては、従来から、各種の政策目的の合理性、有効性の見地から常に見直しを行ない、既得権化や慢性化の排除につとめて、その彈力的な改廃を行なつておるわけでございます。

それから第三は、土地の問題でございましたが、土地は税制だけでは解決をしないのでと、ここでございまして、そのとおりだと思います。

土地につきましては、公益優先の原則に立ちまして、全国的に土地利用計画を策定し、一定規模以上の土地取引の届け出・中止勧告制を創設し、開発規制を拡充強化いたします。また、特別の地域開発事業の促進、農地の転貸方式の活用等、各般の施策をあわせ行なうことによつて土地問題の解決をはかりうとしておるのでございます。

なお、税制調査会等におきまして、物価調整

最低限を大幅に引き上げる半面、法人税におきましては、産業関連の特別措置を整理縮小し、さらに、土地に対する投機を抑制することを主眼とする新土地税制を創設するなど、租税の公平といふ観点からも一步を進めた改正を行なつておるわけでございます。しかし、今度の所得税減税などが、これ以上でこゝにもならないものである、また完ぺきなものであるとは考えておりません。私も、四十九年度、五十年度もあるわけでございますから、引き続いて税制各般に対しても勉強を続けてまいり、なるべく国民負担を軽減するよう努めを続けてまいりたい、こう考えます。(拍手)

〔國務大臣愛知揆一君登壇、拍手〕

○國務大臣(愛知揆一君) 御質問の第一は、課税最低限度、これに連関して物価調整減税に対する御意見がございましたが、率直に申しまして、政府の見解をいたしましたは、もとより、物価の上昇というものを国民の税負担を考えますときに重要な要素として考へておることは、申しますでもないところでございます。しかし、今回の減税案においてもそうでござりますが、これは、経済情勢、考え方、これが中心の所得税に対する御意見と御質疑でございましたが、率直に申しまして、政府の見解をいたしましたは、もとより、物価の上昇というものを国民の税負担を考えますときに重要な要素として考へておることは、申しますでもないところでございます。しかし、今回の減税案においてもそうでござりますが、これは、経済情勢、あるいは財政情勢、社会情勢などを総合的に取り上げて、そうして課税の最低限度を引き上げると、いうことでこの問題に対処するといふ考え方をとつております。特に物価調整減税といふ考え方をとつておりますことは、数年来の政府の考え方でございます。

したがいまして、ただいま總理からも話がございましたように、四十八年度の改正案で申し上げますならば、標準家庭の課税最低限度が年百十三万ないし百十四万になるということは、ただいまの百三万から見れば少なくとも八%は最低限度が上昇するわけでございますから、消費者物価の五・五%と比較をしていただけば、その間に相当のマージンがあると、こういう考え方でございま

減税という考え方には、この数年来は、やはりこれは総合的にいろいろの指標からとつて課税の最低限度といふものを引き上げるといふ方向で所得税の減税問題は考えるべきものであるという説が圧倒的に多いことも、御承知のとおりかと思います。

それからどうの問題は、源泉徴収の納稅者の数、これはまだいま總理からお答えもございましたが、給与所得納稅者の數は、昭和三十六年は千三百万人、四十八年では一千八百万人に非常にふえるわけでございます。しかし、反面におきまして、雇用者の数を見てみますれば、昭和三十六年当時は二千三百万でございましたが、四十八年では三千五百万程度に増加しております。また、一面におきまして、初任給の水準をとつてみても、実質的な引き上げは相当に行なわれております。

三十六年当時は十二万九千円でございましたが、四十八年では、今回の改正によりますと、四十三万九千円と、約三・四倍に引き上げられておるわけでございまして、この間における消費者物価の水準が約二倍ということと比べましても、十分実質的な減税が行き渡っているということが御理解がいただけると思ふわけでございます。

制度といふものを設けて、低所得者については所得控除を税額控除に改めることについてどうかと
いう御趣旨の御質問でございましたが、課税最低限の効果は所得が大きくなるにつれて漸次消失していくべきであるという、いわゆる消失控除の考え方については、これも政府といたしましてはすくいぶん慎重に検討してまいりましたが、たとえば四十三年の税制調査会の答申を見ましても、こうした考え方には、高額所得者層の実効負担をいかに定めるべきかということで取り上げるべき問題である。それに吸収されるのではないか、特に意識

的にこの分だけを取り上げて控除消失制度といふようなことを考へるのはいかがかと思うといふことが指摘されておりますので、政府といたしましても、そういう見解に従つて、今日のような改正案と申しますか、税制をとつてゐるわけでござります。

また、基礎控除や扶養控除等は、一般的な生計費を、老年者控除とか障害者控除といふよくな一般的な人的控除を補つて追加的な費用をしんしやくする趣旨から設けられているものでございまして、そいつたことを考へましても、税制上の措置としては、所得控除といふことに集中することが適当であるというのが政府の考え方でござります。

それからその次は、サラリーマンの源泉徴収制度はけしからぬという趣旨の御質疑でございましてが、政府といたしましては、源泉徴収制度は、国の側から見れば、税収を確保ができますし、徴収手続が簡便でありまして、そうして費用と労力を節約することができる率直に申し上げます。また、源泉徴収を受ける給与所得者の側におきましても、申告や納付などに関する繁雑な事務を免れることができます。また、申告時における一括納税による負担の集中を軽減するなど、納税者側にも相当な便宜を供与し得る合理的な制度でござりますし、また、諸外国の例で見ましても、これがなんじんだ制度になつておりますことは、いまさら申し上げるまでございません。

それから次は、事業主報酬制度と白色申告者あるいはサラリーマンとのバランスの問題でございますが、今回の事業主報酬制度を採用いたしましたのは、いわば同族会社といふやうなものと類似しておる個人企業につきまして、法人に類似した課税方式による道を開いて、いわば奥と店の経理近代化、合理化を推進していくことにもねらいがある

あるわけでござりますから、白色申告に対されと同様の措置をとるということとはなかなかむずかしいわけでござりまするし、その権衡も考えますとして、白色申告者の負担につきましては、控除を十七万円から二十万円に引き上げることにしておられますとともに、御承知のとおりでござります。次は、退職所得非課税が八百万円では低過ぎるというお考えでございます。今回、昭和四十二年一度の改正後初めて手をつけるわけでございますが、この間ににおける動向等を勘考いたしまして、結論として、おおむね五割程度引き上げるということを日途にいたしましたので、御意見もごもつとも思いますが、まず、今回の五割程度といふところが、今日におきましては、他との権衡も考慮まして、まことにこのところではなかなかうかと考えた次第でござります。

それからその次の同族会社の留保金課税の廃止という点にお尋ねが触れておりますが、同族会社の社内留保が一定限度を越える場合に、これをいわば株主の所得の留保と見て課税する現行の留保金課税制度が不当であると、こういう御趣旨かと解しました。しかし、この制度は、会社と同族株主の利害が一致しております同族会社では、社内に留保することによって、累進税率による所得税の課税を免かれ、租税負担を不当に軽減することができるので、これを防止するために設けられていることを御理解いただきたいと思いますし、この制度をとにかく廢止することは適当でないと存じます。

それからその次は、法人税率の引き上げの問題でございます。この点につきましては、当本会議におきましてもしばしば申し上げておりますように、法人税負担の今後のあり方については、御指摘のように、福徴充実等のための財政需要が大きめてこれからも大きくなりますから、漸次この負担を引き上げていくべきであると私も考えます。しかし、四十八年度におきましては、まず、税率は将来の問題として、課税所得の範囲を拡大す

見識を持つ学識経験者を幅広く含むように現在も構成されておりますので、御質問の御趣旨は生かされていると考えますが、なお今後の運営その他につきましては十分考えさせていただきたいと思います。(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○国務大臣(中曾根康弘君) 租税特別措置に基づく減税の根拠いかんというのが第一の御質問でございます。

租税特別措置と申しますのは、社会経済的要請に基づきまして、ある一定の政策目標を達せんための誘導政策として行なわれる租税上の措置でございます。今回、政府は、公害対策、消費者行政、それから中小企業対策、こういう三つの点を中心を考えまして通商産業省としてこの措置をお願いしたところでございます。

具体的には、公害対策といったしましては、無公害化生産設備に対する特別償却、あるいは先ほど御指摘になりました低公害自動車に対する物品税であるいは自動車取得税の軽減、これは低公害自動車を普及させようという趣旨からでございます。

それから消費者行政の推進といったしまして、製品の安全確保向上のための製品検査設備に対する特別償却、あるいは流通合理化、住宅供給などの民生安定向上に資するための機械設備に対する特別償却、それから入場税の引き下げ、さらに、日本列島の改造といったしまして、工業用団地造成等のための土地の特別控除の創設、それから工場緑化計画に基づくスクランプ、そのための加速償却の創設、こういうことをやつております。

中小企業対策としては、御指摘になりましたように、同族会社に対する措置とか、個人事業主報酬制度の創設とか、あるいは中小小売り商業近代化のための特別償却の創設とか、あるいは白色申告者についての事業専従者控除額の引き上げとか、あるいは事業税における事業主控除額の引き上げとか、こういう措置をやつているわけでござります。

第二に、租税特別措置を受けている企業に対して、準公共法人として利潤等の制限を行なうべきではないか。こういう御質問でございますが、租税特別措置は、ただいま申し上げましたように、そういう政策的、誘導的目的で行なう税制上の措置でございます。メリットを与えてそして誘導しようという考え方でございますので、そういう面からこれはとるべきでございまして、ただいま御指摘になりましたような政治資金とか、あるいは利潤とかという問題に関する規制は、別個の観点から別の体系で行なうべきであつて、この租税特別措置を受けているがゆえにそれを当然かけるという考え方は、適当でないと考えます。(拍手)

〔国務大臣小坂善太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(小坂善太郎君) 私に対しましては、物価調整減税を物価にスライドすべしということとございまするが、この点は、大蔵大臣からお答えがありましたわけでござりますけれども、また、私も同様なことを申し上げるわけでございますけれども、一般的に、減税といいますものは、そのときどきの財政事情や経済事情というものを反映いたしまして、総合的に考慮して、各方面に及ぼす影響を慎重に考慮した上実施いたすべきものであります。物価調整減税といえどもその例外ではないと考えておるのであります。その意味におきまして、物価の上昇率にスライドして減税をするという方法によることは、適切ではないと考えておるわけでございます。(拍手)

また、物価の上昇とともに、名目的な所得の増加がございまして、累進的な租税効果が働くことになるわけでございますから、そういう点では、国民の負担の増加をしないような考慮をすべきであるということは、これは当然であると考えてねる次第でございます。(拍手)

と、こういう声を聞きまして、私も同じような気持ちで公明党を代表いたしまして、ただいま議題臣に対し質問を行なうものであります。

田中内閣が初めて手がける昭和四十八年度の税制改正については、組閣当時の「一兆円減税」、日本列島改造に伴う各種の新税及び増税プラン等、まさに百家争鳴の形で打ち出され、国民はひとしく何かやるなど大きな期待と希望でこれを見守り、生産第一主義の産業優先政策から、福祉優先、国民生活第一主義への転換、そして税負担の不公平の是正と所得再分配の推進等、政治・経済の流れが大きく変わることを待ち望んでいたのであります。

しかるに、今回の改正案は、全くそれらの期待や公約を裏切るばかりでなく、依然として大企業優先、大法人優遇の税制は変わらず、高度成長のバターンを踏襲して、大衆課税はますます重くなる一方であります。

あなたの一枚看板である日本列島改造論と、これを裏づけ推進する財政資金の先行的、効率的運用と税制機能の活用という二本柱の中で、特に税制については、禁止税制と誘導税制を積極的に活用すると主張されておりましたが、一体これらはどうなつたのでありますよ。

しかるに、数々の税制改革案の中では、四十八年度の税制改正で取り上げられたのは、わざかに有価証券取引税の税率引き上げ、交際費の課税強化、それに物品税の若干の手直し程度であります。

一方、所得税減税のはうは三千五百五十億円にすぎず、初めの大ぶろしきの一兆円減税とは似て非つかぬさびしい姿と変わり果てたのであります。

が、一体この新税構想はどこへ行つてしまつたのでしようか、総理の御所見を伺いたいのです。次は、所得税の減税についてであります。

四十九年度の租税の自然増収分は約二兆六千億円、さらに、地方税を含めると約三兆一千億円程度が見込まれる中で、所得減税分に前述のことくわずか三千百五十億円にすぎません。そのような中で、私の試算によれば、物価上昇率を7%と押えたとしても、約三千五百七十億円の物価調整減税が必要と見られ、これでは物価上昇分さえもカバーすることはできないであります。

政府は、減税という定義をどのように理解されているのか。少なくとも、国民の側から見るならば、前年度の税額よりも本年度分の税額が少なくなつてこそ減税と言えましょう。また、実質的に減るような税制改正をさすものではないかといふことがあります。しかるに、これまで行なわれてきただ減税とは、取り過ぎた分を一部調整するというものでしかなく、減税というにはほど遠い単なる調整であります。現在のような物価急上昇のもとでは、毎年名目的な所得の増加は当然であります。そうすれば、所得税は名目価値に課される以上、累進課税なるゆえに、当然、所得の上昇以上に増加することとなり、実質的には増負担となり、この増負担分がすなわち自然増収となつてあらわれ、結局は納税者にとっては増税と同じ結果となるのであります。

さらに、わが国の租税負担率が諸外国のそれと比較して低いことを主張されますが、國民から見れば決して軽いとは言えないのです。國民は、現行の租税構造の中身が不公平きわまる矛盾に満ち満ちてゐることに著しい不満を感じてゐるのです。すなわち、大法人、高額所得者、利子・配当所得等の不労所得など、税能力の高いところには諸外国と比べても税負担はきわめて低く、逆に負担能力の低い労働者などに主として税負担を高く依存しているという不平等があり

○議長(河野謙三君)「白木義一郎君。
〔白木義一郎君登壇、拍手〕
○白木義一郎君 私は、ただいま答弁の最中に、どう
か思ふと申す特典税を課するのを請ひたのである
が、この問題でござりますが、租税特別措置は、た
だいま申し上げましたように、そういう政策的、誘導的
目的で行なうる税制上の措置でございます。メリットを
与えてそして誘導し、ようという考え方でございま
すので、そういう面からこれはとちあらへべきでござ
います。メリットを与えてそして誘導し、利潤とかとい
う問題に関する規制は、別個の観点から別の体系で行
なうらへべきであつて、この租税特別措置を受けてい
る考え方は、適当でないと考えます。(拍手)
○國務大臣(小坂善太郎君) 私に対しましては、
物価調整減税を物価にスライドすべしということと
でござりまするが、この点は、大蔵大臣からお答
えがありましたわけでござりますけれども、また、私
も同様なことを申し上げるわけでござります
けれども、一般的に、減税といいますものは、
そのときどきの財政事情や経済事情といふものを
反映いたしまして、総合的に考慮して、各方面に
及ぼす影響を慎重に考慮した上実施いたすべきも
のでありますて、物価調整減税といふのもその例
外ではないと考えておるのであります。その意味
におきまして、物価の上昇率にスライドして減税
するという方法によることは、適切ではないと考
えておるわけでござります。
また、物価の上昇とともに、名目的な所得の増
加がございまして、累進的な租税効果が働くこと
になるわけでござりますから、そういう点では、
国民の負担の増加をしないような考慮をすべきで
あるということは、これは当然であると考へてお
る次第でござります。(拍手)

と、こういう声を聞きまして、私も同じような気持ちで公明党を代表いたしまして、ただいま議題臣に対し質問を行なうものであります。

田中内閣が初めて手がける昭和四十八年度の税制改正については、組閣当時の「一兆円減税」、日本列島改造に伴う各種の新税及び増税プラン等、まさに百家争鳴の形で打ち出され、国民はひとしく何かやるなど大きな期待と希望でこれを見守り、生産第一主義の産業優先政策から、福祉優先、国民生活第一主義への転換、そして税負担の不公平の是正と所得再分配の推進等、政治・経済の流れが大きく変わることを待ち望んでいたのであります。

しかるに、今回の改正案は、全くそれらの期待や公約を裏切るばかりでなく、依然として大企業優先、大法人優遇の税制は変わらず、高度成長のバターンを踏襲して、大衆課税はますます重くなる一方であります。

あなたの一枚看板である日本列島改造論と、これを裏づけ推進する財政資金の先行的、効率的運用と税制機能の活用という二本柱の中で、特に税制については、禁止税制と誘導税制を積極的に活用すると主張されておりましたが、一体これらはどうなつたのでありますよ。

しかるに、数々の税制改革案の中では、四十八年度の税制改正で取り上げられたのは、わざかに有価証券取引税の税率引き上げ、交際費の課税強化、それに物品税の若干の手直し程度であります。

一方、所得税減税のはうは三千五百五十億円にすぎず、初めの大ぶろしきの一兆円減税とは似て非つかぬさびしい姿と変わり果てたのであります。

が、一体この新税構想はどこへ行つてしまつたのでしようか、総理の御所見を伺いたいのです。次は、所得税の減税についてであります。

四十九年度の租税の自然増収分は約二兆六千億円、さらに、地方税を含めると約三兆一千億円程度が見込まれる中で、所得減税分に前述のことくわずか三千百五十億円にすぎません。そのような中で、私の試算によれば、物価上昇率を7%と押えたとしても、約三千五百七十億円の物価調整減税が必要と見られ、これでは物価上昇分さえもカバーすることはできないであります。

政府は、減税という定義をどのように理解されているのか。少なくとも、国民の側から見るならば、前年度の税額よりも本年度分の税額が少なくなつてこそ減税と言えましょ。また、実質的に減るような税制改正をさすものではないかといふことがあります。しかるに、これまで行なわれてきただ減税とは、取り過ぎた分を一部調整するというものでしかなく、減税というにはほど遠い単なる調整であります。現在のような物価急上昇のもとでは、毎年名目的な所得の増加は当然であります。そうすれば、所得税は名目価値に課される以上、累進課税なるゆえに、当然、所得の上昇以上に増加することとなり、実質的には増負担となり、この増負担分がすなわち自然増収となつてあらわれ、結局は納税者にとっては増税と同じ結果となるのであります。

さらに、わが国の租税負担率が諸外国のそれと比較して低いことを主張されますが、國民から見れば決して軽いとは言えないであります。國民は、現行の租税構造の中身が不公平きわまる矛盾に満ち満ちてゐることに著しい不満を感じてゐるであります。すなわち、大法人、高額所得者、利子・配当所得等の不労所得など、税能力の高いところには諸外国と比べても税負担はきわめて低く、逆に負担能力の低い労働者などに主として税負担を高く依存しているという不平等があり

ます。もし、政府があえて諸外国との例を引かれられるなら、単に租税負担率、課税最低限の比較だけではなく、給与、賃金、労働条件、年金、福祉等、社会保障水準等は一体どうなのかといふ比較を明確にお示しいただきたいのであります。

調整とか、答弁にならぬ讒弁を弄しているのであります。

立金の長期運用に対する特別措置に関する法律案(趣旨)及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨)

明) 所得税法の一部を

熱しておらな」ということ

でなく、給与・賃金・労働条件・年金・福利等、社会保障水準等は一体どうなつかといふ比較を明確にお示しいただきたいのであります。

本来、租税特別措置という名の諸外国にもあおり例を見ない大企業、大法人に対する各種の数多い政策減税措置は、負担公平の税制の根幹に触れる問題であります。

また、固定資産税の調整については、地方税法に基づいて三年ごとに資産の再評価を行なうことが規定されており、たまたま四十八年度がそれと該当したまでのことで、単に企業や法人のみに加重されるものではないはずであります。

過日の、国税庁が発表した昭和四十六年度の
見えております。
最近では、特に新たな輸入商社の国税の脱税
暴力団の脱税等が目立っておりますが、国民大々
の善良な納税者は、課税上では著しい不公平

それから次は、所得税減税は物価上昇分をカバーできないということございますが、三千百五十億円に及ぶ初年度の所得税減税を行ないましたし、また、夫婦子二人の標準世帯の課税最低限は、先ほどから述べておりますとおり、百十五万円弱に引き上げられたわけでございます。しかも、最低限は、四十八年度分で八%上昇いたしておりますので、消費者物価上昇見込みを五・五%

には政府のインフレ政策によってその所得の一部を国民から吸い上げるという形の増税と異ならず、国民は高負担と高物価による税金のはさみ打ちであります。nelly府流計司の国民の家計調査でもあります。

現行法人税制の最大問題は、その税率が昭和三十年代以降、連続低下し続けているという事実であります。しかるに、政府は、このような法人に対する減税を行なってきたのは、企業の体質を強化し、国際競争力を高めるためであると、そのつど答弁されてきました。特に四十年、四十一年と続いた不況対策を名目にして大幅な税率引き下げを行ない、その後、景気の上昇と国際競争力の過

早くより主張しておる百五十万円までに引き上げるべきと考えるが、政府の御見解を伺いたいのであります。

所得税が実質的な増税となつてゐる一方で、負担の軽減がされ続けられているのが現行の法人税制であり、税制の公平な面からもその税率を引き上げるべきであるということは、現代の日本の経済学者の半数がひとしく主張している事実であります。また、その基本税率についても、諸外国との比較では、表面税率は最も低く、実効税率でも英國を除いて最低であって、税調の答申からも、国際的に見ても低過ぎると、しばしば指摘され問題とされてきたのであります。しかるに政府は、それらの意見や答申には耳をかさず、今回の改正案についても、法人税率には全く手を触れず、租税特別措置の一部の手直しとか、固定資産の評価など、いたします。

での傷つける姿であります。したがって、高度成長の過程でこの税率は引き下げられ、円の大大幅切り上げが目前の問題となり、国際競争力が著しく増大した今日、まず、もとの税率に引き戻すのは当然であり、また、政府が単なる口先だけではなく、高度経済成長のパターンを改め、国民生活の安定の福祉優先にとその流れを変えるといふならば、現行法人税制、特に大法人に対する法人税率の改正は当然のこと、法人の受け取り配当の益金不算入制度、支払い配当への軽減税率の適用制度の廃止、さらに、各種の償却制度、準備金制度等、大企業に対する特別有利な、租税特別措置を徹底整理もしくは廃止すべきであると考えますか。

一兆円減税といふことはいかでござるかお尋ねいたが
兆円減税ができることは望ましいことでござる
ですが、私は、一兆円減税ということを申した
はないのでござります。五千億円減税と、こと
うことございまして、五千億という数字は
國、地方あわせて実施をいたすよう努力を
したこととは、ひとつ御理解をいただきたい。然
としては、できる限りの努力をいたしました
ことで御理解を賜わりたいと存じます。
また、追い出し税の問題については、どうや
らなかつたのかといふことでございますが、企業
は、構想としては必要なものとして、現に
統いて検討しておるのでござりますが、企業
転先、すなわち受けざらとなる地域の基盤
を早急に進める必要がござりますので、新税

○国務大臣(田中角栄君) 第一は、昭和四十一年度の税制改正における減税でございますが、開
申し上げておりますとおり、給与所得控除の基
などによりまして、初年度三千百五十億円、平
度三千七百億円の減税を行なうことについたし
けでございます。

一兆円減税といふとばがございましたが、
兆円減税ができるとは望ましいことですが、
が、私は、一兆円減税ということを申し立て
けでございます。

は、産業関連の租税特別措置の改廃によりまして、平年度四百億円の増税措置を講じたわけですが、その負担を高める措置が講じられておりまして、この面からも法人の税負担は加重されることになるわけでございます。

また、租税特別措置につきましては、従来から、各種の政策目的の合理性、有効性の見地から、常に見直しを行ない、既得権化や慢性化の排

はないでござります。五千億円減税と、ことな
うことでございまして、五千億という数字が
國、地方あわせて実施をいたすよう努力をいた
したことば、ひとつ御理解をいただきたい。改
としては、できる限りの努力をいたしました
ことで御理解を賜わりたいと存じます。

また、追い出し税の問題については、どうや
らなかつたのかということござりますが、企
業は、構想としては必要なものとして、現に
統いて検討しておるのでござりますが、企業
転先、すなわち受けざらとなる地域の基盤
を早急に進める必要がござりますので、新税

除につとめ、その彈力的改廃を行なつてきておるところでござります。
最後に、課税と徵稅の二重の不平等な問題について言及をされました。課税のみならず、徵稅面でも不公平があつてはならないことは申すまでもないところでございます。政府といたしましては、適正公正な稅務の執行に全力をあげており、賦稅に対しましては厳正な態度で臨む所存でございます。

残余の問題につきましては、所管大臣からお答えを申し上げます。(拍手)

(國務大臣愛知揆一君登壇、拍手)

○國務大臣(愛知揆一君) 第一の私に対するお尋ねは、所得税減税と物価上昇との関係と承知いたしましたが、昭和四十八年度におきましては、所得税については、給与所得控除をはじめとする所得控除の引き上げ等によつて、全体としての減税を考えたわけでございまして、その結果、給与所得の課税最低限が少なくとも八%引き上げられたことになりますので、これは、四十八年度の消費者物価の上昇率の見込み五・五%を十分上回るものと考えております。

調整減税といふ考え方につきましては、政府といつてしましては、過去においてこうした考え方についても十分に検討いたしましたのですが、税制としては、全体の要素を勘考いたしまして、課税の最低限度をできるだけ引き上げていく、それから所得に関する控除をできるだけ引き上げて、いって、総体として税負担を軽減するという考え方をとつておりますわけでございます。

たとえば、御質問の順序に前後いたしますが、課税最低限を百五十万円にしてはどうかという趣旨の御質疑がございましたけれども、その百五十万円というが、たとえば總理府の昭和四十六年の家計調査で消費支出が百二十万円程度となつております。それにある種の指數を掛けて、四十八年度は百五十万円程度と、これをお見込みになつて基準にしての御所見であるとかりに仮定いたしまするならば、この家計調査の中の消費支出の中には、たとえばレジャーに向けられる支出もあることはたとえばカラーテレビの購入費というようなものもあるわけでございまして、これが最低の生計費ということにはならないのではなかろうか。それを、課税の最低限がこれと同様にならなければならぬといふ議論には私はならないのですなからうかと思います。これは御趣旨を取り違えておるかもしませんけれども、かりにそういうことであるとするならば、にわかに御賛成申し上げるわけにはいかないのではないかと思われます。

それから減税額につきましては、ただいま総理からお話をございましたが、自民党といたしましては、昨年夏から五千億の減税をどうかして実現したいということを考えておりました。そして、今回御提出いたしております減税額は、地方税を合わせれば、初年度では減税額は五千三百五十年になります。通例、政党で減税案を発表いたしまする場合には、平年度の減税分を申し上げるのが通例でございますけれども、試みに平年度を申し上げますならば、地方税を合わせますと、実際に六千四十億円の減税になるということを御理解をいただきたいと思います。

の減税では実質増税ではないかという御説をまとめておられた御質疑でございました。

結論から申しますと、それならば前年度の税額よりも今年度の税額は少なくしなければならないという。極端に言えばそういう御議論になるのでありますからうかと思うわけでございまして、租税負担のあり方というものは、国民福祉充実のため

に、歳入面での施策の充実が一方において必要でござります。そして、所得水準の上昇に応じまして、ある程度の負担が上がっていくのはやむを得ないのでなかろうかと思います。そうしてそこに勤労控除その他の方法を用いまして所得減税をはかつてていくといふところから、いま申しましたような数字の減税が現実に行なわれるわけでございます。私は、前年度の税額よりことしの税額が少なくなければいけないというような御趣旨があつたし入つていてるとするならば、これは私はやはり賛成いたしかねるということを率直に申し上げる次第でござります。

しまったのだ。
こういうふうには絶対に考えるべきものではございませんから、現在の国家としての政策的な要請に基づいて廃止すべきものは遠慮なく廃止する、あるいは必要なものはまた必要に応じて新しく考える、こういう考え方でいくべきものである、かように考える次第でございります。

大蔵大臣は、今回の所得税の改正は、いわゆる中小所得層の税負担の軽減をはかるためとの御説明でございましたが、それがどうも私にはうなづきかねるわけでございます。課税所得四十万以下の一〇%に始まり、それからの上積みは四十万」といふ二%刻みで「二百万から二百六十万で一二%」それから六十万ごとに三%ある、三百八十万か

最後に、微税執行上の公平についてのお話をどうぞ

ら四百四十万で三〇%というより、現行税率は中小所得階層のところで切込みが小さく、したがって、累進税率がきびしいと考えられるからでございます。

最近のように物価の値上がりの激しい時代にあっては、低所得層に対しても、よほどのあなたたかいい配慮がきめこまかくなされない限り、名目賃金が上がつても、それは物価上昇に食いつぶされてしまうわけでござります。戦時、戦後の苦しい日本をささえてきた中小所得層の課税率を、その生활実態に即して改正すべきだと考えます。が、繪理、大蔵大臣の御所信のほどを承りたいと存じます。

いりたいと、かように考えております。(拍手)

○議長(河野謙三君) 萩原幽香子君

で、調査されなかつた被税者についても同じよう
に申告漏れがあるのではなかろうかと想像になら
ることは當たらないのではないかと思いますが、
いずれにいたしても、こうした御指摘をいただく
ような点につきましては、この上とも十分戒心い
たしまして、適正公正な課税の実現をはかつてま
で

さもなく、こうした基本的な課税率の改正とあわせて、当面の問題として、教育貧乏といわれるほど子女の教育費の増大に悩む中小所得者について、特に義務教育に準ずる幼稚園、高等学校における必要経費を、課税対象から落とし、また、家

貸の一定額を控除するなど、物価高をもろにかかり、苦しんでいる人々への救いの方途を講ずべきだと考えますが、いかがでございましょう。さらに、わが党が從来から主張し続けてまいりました勤労未成年者控除について、最低限の引き上げがあつたと承りましたが、それにして、なほ課税される未成年のあることを考え、なお格段の配慮を行なうべきと存じますが、あわせて御答弁をお願い申し上げます。

第二に、妻の寄与分に対する控除についてお伺いをいたします。今度の改正の中では、配偶者控除がわずか一万円で抑えられた理由は何でございましょうか。また、妻に対する贈与税にいたしましても、婚姻期間改正が予想される六百万円の控除が認められるにすぎません。これは、現在の地価の高騰、物価の上昇には全く合わない低さではございませんか。その上、夫から妻への預貯金の譲渡などには配偶者控除の配慮は全くなく、婚姻期間五年から十年の妻には、基礎控除四十万円以外には何の控除も認められていないこともまさに遺憾のきわみでございます。そもそも、夫の労働に対する妻の内助の功は、実に車の両輪とも言ふべきものではございませんか。夫婦財産に関する法制度は一般法制とは違つた法体系で律すべきものだと存じますか、いかがでございましょう。この問題は、いざれ機会をあらためまして詳細にお尋ねをする所存でございますが、まず、基本的なお考えを總理、法務、大蔵各大臣より承つておきたいと存じます。

さらに、私は、昭和四十五年、四十六年と引き続き、予算委員会におきまして、妻の座の正当な評価に關してお尋ねをしてまいりましたが、その中で、税制について二分二乗方式については、幾多の問題点のあることは私も十分承知をいたしておりますが、いまの段階ではこれまた必要性のあ

ることを主張いたしました。四十六年には、当時の福田大蔵大臣から、税調にはかり検討する旨の御答弁をいたいたわけでございますが、その後どのようになつておりますか、また、今後の見通しはいかがですか、承りたいと存じます。

次いで、法人税についてでござりますが、この問題はさきの質問者の方々からお触れになりまして、私は割愛をいたします。ただ、一つ、ここで、法人税率を世界水準並みに引き上げ、租税特別措置の廃止分とあわせて福祉充実に回されることは、総理の決断と實行で国民を喜ばせる晴れの舞台となることを申し上げておきたいと存じます。総理、もしお考えがあれば、お聞かせをいただきたいと存じます。

統一、税制上で特別措置の持つ意義はどこにあるでございましょうか。特別措置による政策目的の実現が、負担公平の原則を犠牲にすることによるデメリットを上回る国民的利益がなければならぬと考えますが、いかがでございましょう。

その意味から、納得しかねる例を申し上げ、政府の御見解を承りたいと存じます。

聞くところによりますと、某大手企業の昭和四十七年三月期の課税対象所得が約九十億円、したがつて、法人税率三六・七五%で算定をいたしました。税額は約三十三億円となるはずでござりますが、実際の税額は約十四億円にすぎなかつたと存じます。それは、税額の中から、

配当控除、所得税額控除、試験研究費の税額控除などの措置がとられたからでござります。九十億円の利益に対し十四億円といふのは、実に一六%にも満たないわけで、日本株式会社という外國の批判は、こうした政府と財界の癪の状態かお使いくださるわけにはまいりませんか。そうして配慮がなされてこそ、福祉元年への意義があると考えるわけでございます。

最後にお尋ねをしたいのは、医師の社会保険診療報酬に対する課税の特例が今次の租税特別措置

大企業の重役さんお一人の年間交際費が三千万円とか、私どもが一生かかつても見ることのできる額でございますが、こうした多額のお金がどこでどのように使われておりますか、大臣は御存じでございましょうか。その結果が物価高にもつながり、家庭破壊にも無関係でないとすれば、家庭の主婦にとってもゆゆしき問題でござります。

看護婦は、准看を含めて三十二万人といわれ、その不足が嘆かれておりますのに、それに対して、バーキャバレーのホステスは五十万人、しかも、その収入も、日額十万円の人もあるとか聞きますが、これもまた歯どめのない交際費と全く無関係と言いたげれでございましょう。

このように考えてまいりますと、このたびの損金不算入の割合を七五%に引き上げるということだけでは、納得いたしかねる次第でござります。

そこで、総理にお伺いをいたしますが、東京の会社が箱根や伊豆へゴルフの接待をなさるのも交際費としてお認めになるのでございましょうか。西ドイツでは、本店、支店の所在地以外では明確ではございません。

そこで、総理にお伺いをいたしますが、東京の会社が箱根や伊豆へゴルフの接待をなさるのも交際費としてお認めになるのでございましょうか。西ドイツでは、本店、支店の所在地以外では明確ではございません。

以上、私は、提案をはじめて若干のお尋ねをしてまいりましたが、税は國民が不平不満なく納めることによるところを、平等を基調とした民主政治の基本であることを銘記して今後の問題解決に當たられますことを強く要望をいたしまして、質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣田中角栄君登壇、拍手〕

○國務大臣(田中角栄君) 第一に、所得税の問題について申し上げますが、四十八年度の所得税減税は、課税最低限の引き上げ、給与所得控除の拡充などに重点を置いて行ないましたことは、先ほどから申述べておるとおりでござりますが、税率の緩和等につきましては、今後も努力を続けてまいりたいということを申し上げておきます。

それから教育費や家賃等の所得控除についての問題でございますが、この問題につきましては、

と、こういふうな態度でござります。

それからその次の御質疑は、租税特別措置等に関連いたしまして具体的な例をおあげになつておりますが、これは特定の例でございますけれども、その実例の中身がさだかでございませんけれども、想像いたしますと、所得税とかあるいは外國の税額等の控除が法人税に認められておりますのは二重課税の回避のためでございますので、あるいはいまの御指摘の問題は特例措置とは関係がない場合もあり得るのではないかかと思います。いずれにいたしましても、特例措置につきましては、先ほども申しましたように、これが慢性化したり既得権化したりすることは絶対に防ぎたい。今回の場合においてもそうでございますが、特例措置といふものは、できるだけ排除する考え方に立つてしまひたいと思っておるわけでござります。

官 報 (号) 外

それから交際費の問題でございますが、元来、わが国の税制の上におきまして、交際費に課税の問題を取り上げておりまして、交際費支出の抑制という政策目的のために、本来事業を行なつていて上においてのコストであり、企業会計の面から見ても当然損金である支出について、一律に損金を否認して法人税の課税対象とすることとして、その否認割合といふのを逐年増加していくといふのが基本的な考え方でございます。で、交際費支出を抑制しなければならない、その必要性の御認識や御主張は、お説のとおりであると思いま

す。このよろづやく税制上の特別措置の役割はあくまで補完的なものでございまして、先ほど申しましたが、主たる点は企業経営のモラルの問題とも関連すると思います。それからさらに具体的に、ゴルフ場に招待することはこの特例が認められるのかどうかというお話をございましたが、これは、税の関係から申しますれば、一定の認められた範囲内で交際費に充當することは認められておるわけでございまして、これを具体的に何に使つたかというところまで突きとめてまいることはできないと申しますが、そこまでは、いつておりますが、そこで、税制よりも、慣行あるいはこの援用をされる立場の方々のモラルと申しますか、そういうことにもかかるところが多い問題であると言わざるを得ないと思ひます。

それから外国では一体どうしているのかといふお尋ねがございましたが、交際費の取り扱いは各國で事情が非常に異なつてゐるようでございます。外國の実例等につきましては、いづれ委員会等におきましてお答えすることが適當かと存じますが、非常に慣行が違つておるといふことは事実のようでござります。

大体、以上で私に対する質疑はお答えいたかと思います。(拍手)

〔國務大臣田中伊三次君登壇、拍手〕

○國務大臣(齋藤邦吉君) お答えを申し上げます。

まず、最初に、看護婦さんを確保するといふことは、国民医療の上から申しまして、目下緊急な問題であると考えております。これがためには、

病院、療養所等におきます看護婦さんに対する夜間手当の大幅な引き上げ、看護婦養成所の整備の促進、運営費の助成などの施策を総合的に講ずることといたしておりますが、さらに、看護婦不足解消のために、早急にその養成確保に関する長期計画を策定し、これに基づき施策の推進につとめたいと考えております。

ただ、私の所見も申し上げなければなりませんが、わが国の憲法は、法律上すべて国民は平等でなければならない、かつ、夫婦は対等である、こういう明文が強く設けてあるところから、結婚をいたしました以後においてつくりました財産といふものにつきましては、夫婦共有で当然である。共に、こう考えます。そこで、法制審議会でよい結果を出してくれることを期待するのでございます。(拍手)

〔國務大臣齋藤邦吉君登壇、拍手〕

○國務大臣(齋藤邦吉君) お答えを申し上げます。

○講長(河野謙三君) 須藤五郎君。

〔須藤五郎君登壇、拍手〕

○須藤五郎君 私は、日本共産党を代表して、總理並びに関係大臣に質問いたします。

今日、公害のたれ流しや、大商社の買い占めの養成、潜在看護婦の活用など、総合的な対策を講ずる必要があると考えております。これがために、昭和四十八年度予算案におきましては、国立病院、療養所等におきます看護婦さんに対する夜間手当の大幅な引き上げ、看護婦養成所の整備の促進、運営費の助成などの施策を総合的に講ずることといたしておりますが、さらに、看護婦不足解消のために、早急にその養成確保に関する長期計画を策定し、これに基づき施策の推進につとめたいと考えております。

なお、診療報酬の課税特別措置についてのお尋ねにお答えいたしますが、この問題は、現在、税制調査会特別部会で審議されていると聞いております。その意見をも反映して主税当局においてこれについての取り扱いが検討されるものと考えております。

なお、お尋ねにありました診療報酬の問題につきましては、中医協の建議、答申に基づき、改定のつどその適正化につとめてまいつたといつています。その意見をも反映して主税当局においてこれについての取り扱いが検討されるものと考えております。

また、お尋ねにありました看護婦の待遇改善につきましては、中医協の建議、答申に基づき、改定のつどその適正化につとめてまいつたといつていますが、なお今後とも適正化をはかるべき問題もありますので、引き続き改善につとめてまいりたいと考えておる次第でござります。(拍手)

ておられますか、もしもそなれば、いまこそ

るのでございます。

の大企業奉仕の税制とはつきり手を切るべきであります。その決断がつかかどうか、答弁を求めるものであります。

最後に、政府は、受益者負担などのごまかしによつて、社会経済基本計画においても、国民の税及び社会保険負担率を五年間に五・七%も高めることを計画するなど、重税政策を今後の基本としております。このために、物価に織り込まれて国民生活に大打撃を与える付加価値税導入の企てを依然として捨てようとはしておりません。私は、このような政策が自民党政府の命取りになることを警告し、その撤回をつきりと要求して、質問を終わるものでございます。(拍手)

〔國務大臣田中角栄君登壇、拍手〕

○國務大臣(田中角栄君) 第一点は、四人家族の課税最低限を百五十万に引き上げよといふことでござりますが、先ほどから申し上げておりますとおり、今年度は、課税最低限は、平年度で百十四万九千六十四円といふことになつたわけでございまして、アメリカを除いて、イギリス、西ドイツ、フランスの例を上回るところまでようやくたどりついたといふ事実を御理解いただきたいと思うのでございます。

また、所得税、特に低所得者に対する減税につ

きましては、過去も毎年実行してまいつたわけでございますが、将来の問題としても、これが軽減に対しては努力を続けてまいりたいと、こう考え

家賃、医療費、教育費などの特別控除については、先ほど萩原さんにお答えをしたとおりでござりますが、税制調査会で御審議をいただいております。しかし、調査会としましては、所得税としては、基礎控除や、扶養控除などの一般的な課税最低限の引き上げで対処するのが望ましいというのがその結論でござります。医療費や通勤費につきましては、特別控除を設けるなどの措置を講じておることは、御承知のとおりでございます。

なお、一兆円減税はいかにといふことでござりますが、二兆円減税の前には一兆円減税があるわけでござります。まあそこまですぐお答えできるような状態ではございませんが、しかし、減税や適正な税制につきましては、引き続いて勉強してまいつておるわけでございます。

入場税を全廃せよといふ趣旨の御発言でございますが、御指摘のとおり、入場税につきましては、料金千円以下の映画及び二千円以下の音楽、演劇につきまして、税率を一〇%より五%に引き下げたわけでございます。今度はたいへんいこうこうと答弁できる問題ではないません。しかし、法人税につきましては、四十九年はかかるべく考慮をしなければならないだろうということは、うなことと答弁できる問題ではないません。

そこで、四人家族百五十万円に最低限度をすべきであることにしたことは累次御説明のとおりでございまして、その限度の引き上げが八%以上に百億円近くの増収をはかつたりというだけではなく、固定資産税につきましてもその負担を高める措置をとっておりますし、土地の譲渡益について、通常の法人税、地方税に加えて二〇%の土地の譲渡税を課税することにいたしておりますといふことは、御承知のとおりでございます。

なお、大企業四五%に法人税を上げよとか、大資産家に対して七五%の増徴を行なつてはどうかというような問題については、いまことですぐどうかと答弁できる問題ではないません。しかし、法人税につきましては、四十九年はかかるべく考慮をしなければならないだろうということは、うなことは、これまでしばしば行なつてまいりました減税の歴史から申しましても、決して劣るものではない。むしろ、十分の成果であるといふことが言えると考へておるわけでござりますし、また、税額三千億円を初年度でこえるということ

それから中小企業の法人税率を五%引き下げよ

〔國務大臣愛知揆一君登壇、拍手〕

という問題でござりますが、一億円以下の法人に対する税率は、年三百万円までの所得については二八%となつております。資本金一億円超の法人

○國務大臣(愛知揆一君) 総理からだいぶお答えをいたきましたので、あるいは重複するかもしれません、御容赦いただきたいと思います。

第一は、所得税と各種の控除の問題、それから負担軽減をもつと大幅にすべきであるという御趣旨の御質問でござりますが、政府といたしましては、所得税の軽減につきましては、いろいろの観点から考えまして、課税最低限をできるだけ引き上げることにしたことは累次御説明のとおりでございまして、その限度の引き上げが八%以上に百億円近くの増収をはかつたりというだけではなく、固定資産税につきましてもその負担を高める措置をとっておりますし、土地の譲渡益につい

て、通常の法人税、地方税に加えて二〇%の土地の譲渡税を課税することにいたしておるといふことは、御承知のとおりでございます。

そこで、四人家族百五十万円に最低限度をすべきである、そのためには人的控除を各方面にわたって引き上げるべきである、こういう御意見でござります。これは、そうしたお考えに私は決して反対ではございませんので、順を追うて将来にわたりて特に勤労階級の所得減税をはかつていきたまつたことは、私も御同様でござります。しかししながら、試みに今回の所得税の減税を見ていただけば、自然増収額をいろいろ御指摘になりませれども、その二七%以上を占める減税額といふものは、これまでしばしば行なつてまいりました減税の歴史から申しましても、決して劣るものではない。むしろ、十分の成果であるといふことが言えると考へておるわけでござりますし、また、税額三千億円を初年度でこえるということ

は、実は最近における過去の例のないところであるということも御評価をいただきたいと思います。財政需要等を考え、そして財政を組んでまいりますために、税源の関係から申しましても、この程度のところがぎりぎりのところであり、また、私は、減税を現実に相当に納税者側からも評価していただけたと考えておるわけでござります。

給与所得控除につきましては、今回の改正においても特に考えたところでございますが、低所得者に影響の多い給与所得控除、この定額部分といふのが御承知のよろしくございますが、これを十三万円から十六万円に引き上げて低所得の所得者の負担軽減に配慮したこと、御承知のとおりかと思います。

それから家賃控除、授業料などの生活費について個々に特別控除を設けることの御提案でござりますけれども、個人の生活様態は、申しますまでもなくきわめて多種多様であります。その生計費の中から特定の費目だけを取り上げて特別な控除を認めるということはいかがであろうかという政府の方考え方でございまして、むしろ、これは、一般的な先ほど来申しておりますような課税最低限の引き上げで総合的に対処していくべきものと考えておるわけござります。

なお、それならば、医療費や通勤費はどうかと。医療費や通勤費は、なるほど一般的な生計費の場合と性格を異にしておりますところから、特

別控除を設ける等の措置をすでに講じておることは、これも御承知のとおりでござります。

老年者控除や障害者控除等は、基礎控除、扶養控除等の人的控除を補つて追加的な費用をしんしゃくする、こういう趣旨から設けられているものであります。その意味から、税制上の措置としては所得控除とすることが適当であると考えますので、それまで税額控除であつたものを、昭和四十二年度に税制改正をいたしまして所得控除に改めることにいたしました。こういふことを考えて、この意味は、いわゆる店と奥との関係区分を明確にして、企業経営の近代化、合理化を推進するという政策目的も実はあるわけだと思います。

入場税につきましては、總理から言及されましたが、映画、演劇、音楽等を催す場所への入場者に対しまして、その消費支出に着目して課される性格のものでありますし、通行税それから地方税でございます娯楽施設利用税、料飲税などとともに、わが国のサービス課税の一環をなすものとして今まで行なわれてきたわけでござりますから、いかがであろうかという政府の方考え方をこれからも一貫してとつてまいりたいと考えます。

入場税につきましては、總理から言及されましたが、映画、演劇、音楽等を催す場所への入場者に対しまして、その消費支出に着目して課される性格のものでありますし、通行税それから地方税でございます娯楽施設利用税、料飲税などとともに、わが国のサービス課税の一環をなすものとして今まで行なわれてきたわけでござりますから、いかがであろうか。他との均衡を失するということにもなりますので、さらにその内容等にわたりまして——今回も相当改善をいたしましたが、内容等にわたりまして将来ともよく検討いたしたいと考えます。

事業主報酬制度を白色申告者に適用すること、それから同族会社の留保所得課税を廃止して、中小企業に対する法人税率を五%引き下げるこ

これらの御提案にお答えいたします。

今回認めることにいたしました事業主報酬制度は、同族法人と類似している個人企業は相当多い

老年者控除や障害者控除等は、基礎控除、扶養控除等の人的控除を補つて追加的な費用をしんしゃくする、こういう趣旨から設けられているものであります。その意味から、税制上の措置としては所得控除とすることが適当であると考えますので、それまで税額控除であつたものを、昭和四十二年度に税制改正をいたしまして所得控除に改めることにいたしました。こういふことを考えて、この意味は、いわゆる店と奥との関係区分を明確にして、企業経営の近代化、合理化を推進するという政策目的も実はあるわけだと思います。

入場税につきましては、總理から言及されましたが、映画、演劇、音楽等を催す場所への入場者に対しまして、その消費支出に着目して課される性格のものでありますし、通行税それから地方税でございます娯楽施設利用税、料飲税などとともに、わが国のサービス課税の一環をなすものとして今まで行なわれてきたわけでござりますから、いかがであろうか。他との均衡を失するということにもなりますので、さらにその内容等にわたりまして——今回も相当改善をいたしましたが、内容等にわたりまして将来ともよく検討いたしたいと考えます。

事業主報酬制度を白色申告者に適用すること、それから同族会社の留保所得課税を廃止して、中小企業に対する法人税率を五%引き下げるこ

これらの御提案にお答えいたします。

今回認めることにいたしました事業主報酬制度は、同族法人と類似している個人企業は相当多い

老年者控除や障害者控除等は、基礎控除、扶養控除等の人的控除を補つて追加的な費用をしんしゃくする、こういう趣旨から設けられているものであります。その意味から、税制上の措置としては所得控除とすることが適当であると考えますので、それまで税額控除であつたものを、昭和四十二年度に税制改正をいたしまして所得控除に改めることにいたしました。こういふことを考えて、この意味は、いわゆる店と奥との関係区分を明確にして、企業経営の近代化、合理化を推進するという政策目的も実はあるわけだと思います。

入場税につきましては、總理から言及されましたが、映画、演劇、音楽等を催す場所への入場者に対しまして、その消費支出に着目して課される性格のものでありますし、通行税それから地方税でございます娯楽施設利用税、料飲税などとともに、わが国のサービス課税の一環をなすものとして今まで行なわれてきたわけでござりますから、いかがであろうか。他との均衡を失するということにもなりますので、さらにその内容等にわたりまして——今回も相当改善をいたしましたが、内容等にわたりまして将来ともよく検討いたしたいと考えます。

事業主報酬制度を白色申告者に適用すること、それから同族会社の留保所得課税を廃止して、中小企業に対する法人税率を五%引き下げるこ

次に、児童生徒急増市町村における義務教育施設に対する国庫負担率の引き上げ等により人口急増地域における公共施設の整備を推進するとともに、過疎及び辺地対策事業債の増額、集落の移転整備等の過疎地域対策を促進し、あわせて広域市町村圏の振興をはかることとしたしております。

第四は、各種の長期計画の改定に即応しながら、地域の特性に応じて、地方道、上下水道、廃棄物処理施設、厚生福祉施設等の社会資本の計画的な整備を推進することともに、公共用地の先行取得の拡充等公有地の拡大を促進することでもあります。

第五は、地方公営企業について、地下鉄事業に対する助成措置の拡充、路面交通事業にかかる新たな再建制度の発足等その経営の健全化を積極的に推進する措置を講じ、経営基盤の安定をはかることがあります。

第六は、地方財政の健全化を促進することともに、財政秩序の確立をはかることがあります。

以上の方針のもとに、昭和四十八年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は、十四兆五千五百十億円となり、前年度に対し、二兆八千十二億円、すなわち二三・八%の増加となつております。

次に、地方税法の一部を改正する法律案について、その趣旨と内容を御説明申し上げます。

明年度の地方税制の改正にあたりましては、地方税負担と地方財政の現状にかんがみまして、

第一に、個人の住民税、個人の事業税等について負担の軽減合理化をはかること、

第二に、宅地等にかかる固定資産税について、課税の適正化をはかるため所要の措置を講ずること、

第三に、特別土地保有税を創設することをその

大、工場の地方分散等の施策等に適合する用途に供されている土地等につきましては、非課税とすることとして、また、市町村ごとの面積の合計額が一定面積に満たない場合は、課税をしないことといたしました。

また、昭和四十九年度の普通交付税の算定にあたっては、地方財政計画の策定方針に即応して、住民生活に直結する各種の公共施設の計画的な整備を促進し、社会福祉水準の向上に要する経費の増額をはかりますとともに、引き続き過密・過疎対策、公害対策、交通安全対策、消防救急対策

第四は、各種の長期計画の改定に即応しながら、地域の特性に応じて、地方道、上下水道、廃棄物処理施設、厚生福祉施設等の社会資本の計画的な整備を推進するとともに、公共用地の先行取得の拡充等公有地の拡大を促進することあります。

重点をいたしております。
以下、その概要について御説明申し上げます。
まず、個人の住民税につきましては、住民負担の軽減をはかるため、課税最低限を引き上げることとし、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除の額をそれぞれ一万円引き上げるとともに、特に低所得者層の負担軽減をはかるため、市町村民税の所得割りの税率の緩和を行なうことといたしまして

このほか、料理飲食等消費税、固定資産税等の
免税点等の引き上げ、不動産取得税等の非課税範
囲の拡大等各税を通じて負担の適正合理化ないし
地方税制の合理化をはかるための規定の整備等所
要の改正を行なうことといたしておるものであります。

等に要する経費を充実するため、地方交付税の単位費用及び算定方法の改正を行なうこといたしておられます。

第五は、地方公営企業について、地下鉄事業に対する助成措置の拡充、路面交通事業にかかる新たな再建制度の発足等その経営の健全化を積極的に推進する措置を講じ、経営基盤の安定をはかることであります。

得者層の負担軽減をはかるため、市町村民税の所得割りの税率の緩和を行なうこととしたしまし
た。

次に、個人の事業税につきましては、個人事業者の負担の軽減合理化をはかるため、事業主控除

以上の改正により、昭和四十八年度においては、個人の住民税における千六十二億円をはじめ合計千七百十七億円の減税を行なうこととなりますが、一方、固定資産税の課税の適正化等により四百八十五億円の增收が見込まれますので、

○副議長(森八三一君)　ただいまの報告及び趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。神沢淨君。

第六は、地方財政の健全化を促進するとともに、財政秩序の確立をはかることがあります。

額を八十万円にするとともに、電気ガス税につきましては、住民負担の軽減をはかるため、税率を六〇二二・一に引き下げる。これがいい。

差し引き一千二百三十二億円の減収となります。

次に、地方交付税法の一部を改正する法律案の

○神沢淨君 私は、日本社会党を代表して、たゞいま趣旨説明のありました昭和四十八年度地方財政十一割減などに係る去津案を投

以上の大方金のもとに昭和四十七年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は、十四兆五千五百十億円となり、前年度に対し、二兆八千十二億円、すなわち二三・八%の増加となつております。

六%に引き下げる」といたしました。
また、固定資産税につきましては、宅地等にかかる固定資産税の課税の適正化をはかるため、住宅用地につきましては軽減措置を講ずることにより、税負担の激変緩和の措置を講じながら、評議

題旨について御説明を申し上げます。

次に、地方税法の一部を改正する法律案について、その趣旨と内容を御説明申し上げます。明年度の地方税制の改正にあたりましては、地方税負担と地方財政の現状にかんがみまして、

額に基づいて課税を行なうことといたしました。
さらばに、土地税制の一環として、土地の投機的
取得を抑制することを目的とする特別土地保有税
を市町村税として創設することといたしましたのである。

り入れ金九百五十億円を加算する特例規定を設けたことといたしました結果、総額一兆九千七十四億円で、前年度に比し四千百三十五億円、一六・六%の増加となります。

昭和四十八年三月七日 參議院會議錄第八号

國務大臣の報告に関する件（昭和四）
の一部を改正する法律案（趣旨説明）

計画に(二)及び地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法

一六五

きないことに無責任な計画と言わざるを得ません。すなわち、昨年のドルショックによる経済情勢の悪化に対してとられた地方財政対策は、総額五千億円の八〇%を占める四千億円が地方債の増額と交付税及び譲与税配付金特別会計の借り入れ金でありました。引き続いて、昭和四十七年度の財政対策は、切り詰めた約八千億円の必要不足財源に対して、これまた、その八〇%を安易に地方債の増額と配付金特別会計の借り入れ金に依存しているものであります。四十八年度計画においても全く同様な構造が引き継がれておるにすぎないものであります。地方財政は四十六年以来常に不安定な要因の上にすわらされ続けているのであります。

しかも問題なのは、四十八年度計画においては、いま、わが国経済を大きくゆるがしていいる円のフローについての影響が全く無視されているといふ点であります。きょうもなお、外為取引市場は閉鎖をさられたままのようになりますが、円の変動相場制がとられたのは二月十四日であります。この地財計画が閣議で決定をされたのはそのあと十六日であります。まことに無責任と言わざるを得ないではないですか。この計画では、地方税収の伸びを前年比府県税二九・七%、市町村税二四・一%としております。中でも、府県税のうち、法人事業税は三六・八%、住民税の法人税割りは三六・七%と、政府はたいへん強気の見込みをしておるのでありますが、円の切り上げが大きく景気に影響して税収の大減額

少をもたらした事実は、きわめて最近において経験済みのことであります。政府はこの計画にあくまで自信があると言えますか。あるとするならば、十分納得のいく説明をまず總理にお尋ねをいたします。そして、もしもないとするならば、そのため混乱と動搖を招くのは政府ではなくて地方公共団体でありますから、この際、政府は責任上、当然四十八年度地財計画の組み直しをすべきだと思いますがいかがですか。この点、總理及び自治大臣に所見をお伺いをいたします。

次には、地方交付税についてであります。

政府は、昨年に引き続き、四十八年度についても臨時沖縄特別交付金三百八十八億のほかに、交付税及び譲与税配付金特別会計において九百五十億円を借り入れて、これを法定額の計算に加えて措置をしているのであります。四十六年来の経過は、現行交付税制度では、もはや地方の増大する財政需要に応じ切れないことがきわめて明らかになりましたと、言わざるを得ません。この点に関しても、昭和四十七年末の地方制度調査会は次のように答申を行なっているのであります。すなわち、国における公共事業の拡大等に伴う財政需要の増大や一般財源の不足を補うための地方債による振りかけ措置など、明年度はあと限り一般財源によつて措置をするより地方交付税の所要額を確保すべきである。以上が調査会の答申であります

が、政府はそのうち何一つとして実現をしていませんか。それのみか、四十八年の借

り入れ金九百五十億円さえも四十九年分から減額をするといふのであります。

言うまでもなく、地方交付税は地方の有力な一

般財源であります。政府が自己の財政の都合で左右する補助金化した現状の運用の姿勢が大きな誤りであることを私は指摘せざるを得ないのであります。すでに制度的赤字は三年間連続をしております。しかも、四十八年度においては地方制度調査

会が指摘した点ばかりではございません。義務教

育職員の一〇%ベースアップに必要な地方費百四十三億、地方自治法改正による特別区の完全自治化の所要費五百数十億など、重要な制度の改正を政府が意図しておる以上、この際、当然交付税率の大幅な引き上げと配分についての抜本的改革が断行されるべきだと思いますが、この点自治大臣及び大蔵大臣の所信を伺いたいと存じます。

また、特別土地保有税については、日本列島改

造論が列島買い占め論と化しておる今日、大企業

等の土地投機を抑制することはもとより必要であ

ります。しかし、保有百分の一・四、取得百分の

三という低率で、はたして税の目的が達成できる

かどうか。しかも容易に抜け穴ともなりかねない

除外条項が五十余年も付帯するというに及んでは、

その上、取得の課税の基準日を四十八年七月一日

としたことは、ことさらにいわゆるかけ込み買

占めの便宜を供与することになり、法の空洞化を

政府みずから手によって行なうことになりはせ

ぬか、この点の解明を求めたいと思います。

次に、私はこの際、農地並み課税の問題につい

てお尋ねをしておきたいと思います。この問題につい

ては、昨年の一部改正以来の経過にかんがみ

ましても、いま既定の事実として、政府・与党

間でも検討がされていました。それに

もかわらず、今国会に地方税改正案として提案

されていないということは、はなはだ無責任と言

り入れ金九百五十億円さえも四十九年分から減額をするといふのであります。

言うまでもなく、地方交付税は地方の有力な一

般財源であります。政府が自己の財政の都合で左右する補助金化した現状の運用の姿勢が大きな誤りであることを私は指摘せざるを得ないのであります。すでに制度的赤字は三年間連続をしております。しかも、四十八年度においては地方制度調査会が指摘した点ばかりではございません。義務教

育職員の一〇%ベースアップに必要な地方費百四十三億、地方自治法改正による特別区の完全自治化の所要費五百数十億など、重要な制度の改正を政府が意図しておる以上、この際、当然交付税率の大幅な引き上げと配分についての抜本的改革が断行されるべきだと思いますが、この点自治大臣及び大蔵大臣の所信を伺いたいと存じます。

また、特別土地保有税については、日本列島改

造論が列島買い占め論と化しておる今日、大企業

等の土地投機を抑制することはもとより必要であ

ります。しかし、保有百分の一・四、取得百分の

三という低率で、はたして税の目的が達成できる

かどうか。しかも容易に抜け穴ともなりかねない

除外条項が五十余年も付帯するというに及んでは、

その上、取得の課税の基準日を四十八年七月一日

としたことは、ことさらにいわゆるかけ込み買

占めの便宜を供与することになり、法の空洞化を

政府みずから手によって行なうことになりはせ

ぬか、この点の解明を求めたいと思います。

次に、私はこの際、農地並み課税の問題につい

てお尋ねをしておきたいと思います。この問題につい

ては、昨年の一部改正以来の経過にかんがみ

ましても、いま既定の事実として、政府・与党

間でも検討がされていました。それに

もかわらず、今国会に地方税改正案として提案

されていないということは、はなはだ無責任と言

うべきだと思うのであります。何ゆえに政府が責任を持って提案しないのか、政府の所見を伺いたいと存じます。

自民党政の土地政策の不在を農民に押しつけるということは、断じて容認できるものではありません。また税の原則からしましても、市街化区域内といえども當農耕作が継続されておる限り、その固定資産税はあくまでも農地並み課税が保障されるべきものと考えますが、これまた、あわせて見解を伺つておきたいと存じます。

次に、私は、地方税財源の強化の点についてお尋ねをいたしたいと思います。

地方税の歳入に占める比率は、過去においては四〇%以上を占めてきたところですが、四十七年、四十八年と三七%台に低下をしてまいりております。地方自治はいよいよ転落の方向に向かっているわけであります。特に市町村税の伸び率の低下ははなはだしく、四十九年度計画においても、前年比、道府県税が二九・七%，市町村税については二四・一%と、大きき差が生じてきております。地方自治のない手が市町村であり、福祉行政推進の中心が市町村であるべきことは、論をまたないところであります。それゆえに、地方税の拡充、特に市町村税源の強化こそ、急務中の急務と言らるべきだと思います。

さらにはまた、国の経済政策の結果、人口、産業等の異常な大都市集中が生じ、それによって増加する財政需要の問題すなわち大都市税源の充実

も、これまた喫緊の問題と言わざるを得ないと思ひます。この点に関しては、第十四次、第十五次の地方制度調査会も繰り返し指摘を行なつておるところであります。すなわち、事務所・事業所税の創設をはじめ、都市新税の創設、さらには法人に対する非課税及び租税特別措置の撤廃とともに、法定外普通税、不均一課税の問題が提起をされておるのであります。ところが、これに対しても、政府は、何らの実現もはかるうとしているのはなぜでありますか。これでは政府は、地方行

財政の問題をことさらに軽視しようとしておるようしか思えません。特に事務所・事業所税の問題は、すでに一昨年来の懸案であるにもかわらず、放置してしまでののはどのよくな理由からでありますか。その点をも伺いたいと思うのであります。

大臣より責任のある御答弁をいただきたいと存じます。

さて、最後に私は、地方行政に対する政府の基本姿勢を、これは總理にお伺いをいたしたいと思ふのであります。

先ほど承りました趣旨説明は、まことに読みごとな作文でございました。しかし、私はあたかも羊頭を掲げて狗肉をひざぐの感を受けざるを得なかつたのであります。すでにいままで個々に指摘をしてまいりましたように、今日、政府・自民党政への転換に熱意を持つておるならば、その政策の財政政策によって、地方財政の困に対する徒属の度合いはますますひどくなつておるのであります。たとえば趣旨説明では、地方財源の確保との重点的配分をうたつておりました。しかし、この計画の数字が実は正直に示しておりますように、著しく伸びておるのは国庫支出金であります。このような観点からも、地方債の國による許可制を廃止することは、地方公共団体がすでに多年にわたつて主張しておるところもあり、政府としてもいまや断行すべき時期と情勢に立つておるものと考ふますが、御見解を伺い

たいと存じます。また、地方債の自由化とともに、政府資金の充当率を高めて良質な地方債を確保することは緊急な課題だと思います。この際国

は、地方財政への圧迫を避けるために、政府資金の構成比を高め、償還期限の延長等、貸し付け条件の改善をはかるべきだと考えますが、これまた

御所見を伺いたいと存するのであります。

以上の点につきましては、自治大臣並びに大蔵大臣より責任のある御答弁をいただきたいと存じます。

○副議長(森八三一君) 神沢君、時間が経過して

おります。

○神沢淨君(統) 私はこの際、この点に關して、

政府に真剣な反省があるかどうかをまず伺いたい

のであります。

政治は作文ではありません。政府が眞に福祉行

政への転換に熱意を持つておるならば、その政策

推進のない手である地方行政に対してもどのよ

うな姿勢で臨もうとしておるのか、この点をお

尋ねをいたしまして、私の質問を終ります。

(拍手)

〔國務大臣田中角栄君登壇、拍手〕

○國務大臣(田中角栄君) 基本的な二点に対し

お答えを申し上げます。

円フローによる影響を無視している地方財政

計画を組み直せという趣旨の御発言でございます

が、円の変動相場制移行に伴う国内経済への影響

につきましては、流動的な要素が多く、現段階で

年度を通じた経済全体に及ぼす影響を的確に把握

することは困難であります。今後の経済の動向及

びその地方財政に与える影響につきましては、十分注視をしてまいりたいと存じます。なお、最近の経済の実勢から見まして、昭和四十八年度の地方財政計画を組み直しする必要はないと考えておるのでござります。

それから第二点は、地方財政に対する基本的な姿勢でございますが、地方財政につきましては、従来から地方自治の本旨を尊重し、地方団体が自主的な財政運営を通じて、地域の実情に応じて、社会福祉の充実、社会資本の整備など、住民福祉の向上をはかることができるよう地方財源の確保をはかっておりまます。今後とも高福祉社会の実現の要請にこたえ、地方団体が自治の本旨に立脚してその施策を推進し得るよう、地方財源の充実強化に努力をしてまいりたいと存じます。(拍手)

【国務大臣江崎眞澄君登壇、拍手】

○国務大臣(江崎眞澄君) お答へ申し上げます。

第一点の地方財政計画を改める必要はないかといふ点については、いま總理からお答えがあつたとおりでございまして、私どもも、今後の経済情勢の推移については的確に把握してまいりたいと思ひます。幸い景気が上向きになつておりますので、相当程度吸収されて、歳入等に欠陥を生ずることはまずないというふうに考えております。

それから地方交付税率についてもつと増強すべきである。これはよく前から議論される点であ

りますし、また税制調査会、地方制度調査会等においても、地方財源の拡充強化ということを常に言つておられるわけであります。しかし、幸い、いまの交付税率がきまりました昭和四十一年以来、二〇%以上の順調な伸びを示しております。来年度におきましても、地方税において二七%程度の増が予想されます。ほか、国の一般会計歳出予算における地方交付税等順調に見込まれておるというわけであります。ただ、御指摘の、

九百五十億円をこの資金運用部資金から借りておるではないか、そのとおりでござります。これは昨年の特別対策に見合つて講じた措置であります。されば、幸いこれは本年度うちの自然増収分をこれに充てておるわけであります。決算とともにこれは返却するという手だてが講じてござります。しかし、今後とも、地方財政につきましては、十分経済情勢や財政状況の推移等を見きわめまして、配慮をしてまいりたいと考えております。

それから義務教育職員給与を一〇%ほど引き上げるという政策を打ち出しておることについての地方財政に及ぼす影響いかん。これにつきましては、今後人事院の裁定にまつわけであります。が、お尋ねの所要経費は約二百八十億円、一〇%とかりにいたしますと、地方負担は百四十五億円、御指摘のとおりになります。したがつて、これは、今後人事院の裁定によつて、市町村税といたしましたのは、新税が、取引の実態を確実に把握することのできる市町村にゆだねて、市町村税としたということになります。したがつて、市町村において、この法案が通りました。すぐ明日からといましても、これはやはり一応の準備期間が要りますので、最低の期間をこれに考慮をして、七月一日からといふことにいたしたのが真相であります。なお、今後この御指摘のような一部土地につきまして、これはその土地の保有にかかる課税を行なつていいこうという方針であります。

それから農地の宅地並み課税について、政府提案にしなかつたことは不見識ではないか。私は一つの御指摘だと思いますが、昨年の共産党を除く各党による一年間の暫定措置という、議院の法修正がございました。そのときに御指摘がありましたが、農地の課税についての研究会に委嘱を

ざいました。これは先ほどの須藤議員にもお答えをしたとおりであります。もう税の性格等を踏まえての御質問でございまするから、重複を避けますが、当然政府といたしましても、課税最低限の

問題につきましては今後もよくよく配慮をいたしまして、国民生活の水準、地方財政の状況等々にらみ合わせて、適切な配慮や軽減措置をとつてまいりたいと考えております。

なお、特別土地保有税について、かけ込み期間を設けておるではないかといふような疑問を持つてのお尋ねであります。この施行日を昭和四十八年七月一日といたしましたのは、新税が、取引の実態を確実に把握することのできる市町村にゆだねて、市町村税としたということになります。したがつて、市町村において、この法案が通りました。したがつて、市町村において、この法案が通りました。すぐ明日からといましても、これは一年間の暫定措置がとられておったわけであります。そこで、もしこの話し合いが、たとえば年以内につかない場合には、現在の法律が現存しております。もとより、現存する法律を尊重すれば、これは一年間の暫定措置がとられておったわけであります。それが消えて本法に戻ることになるわけであります。政府といたしましては、一応差しつかえのない状況になつておるといふことは、念のために申し上げておきたいと思います。

それから地方財政計画によつて、特に市町村税の伸びが低い、そこで事務所・事業所税、こういった税構想があつたがその後どうしたんだといふこと。これにつきましては慎重に検討を加え、なお現在に至つておるというのが率直な実情でございます。それは課税団体をどういう形にするのか、また課税標準、特に課税標準を具体的にどういうふうに位置づけるか、このあたりなおなお慎重に検討を要する点があります。そればかりか、

して、A案、B案——時間の関係もありますが、もう御承知でしょから詳細説明することは避けます。が、政府は二つの案を答申いたしましたが、當然政府といたしましても、課税最低限の

地方中核都市構想や、いわゆる列島改造税制と申しますが、そういうたるものも一応の関連がありますので、来年度発足ということにはなりませんでしたが、これは今後にかけて十分ひとつ検討をして、実現の方向、実行の方向で検討を進めてまいりたい、こう考えておる次第でございます。

なお、法定外普通税の創設とか不均一課税を行なうよろ地方税法を改正しろ、こういうお尋ねであります。法定外普通税につきましては、国、地方を通ずる租税負担の適正水準の確保、二重課税の防止、経済の安定成長等を担保する見地から、その創設については許可を必要としたしておりますが、支障のない場合には、もうすべてこれは許可をしております。また、不均一課税の制度は、地方団体において、その区域内における租税負担の具体的公平のために認められておるものであることは御承知のとおりであります。そこで、地方団体は、法令に違反しない—違反しないというこの条件、そういうふみづかららの判断に基づいて行なうことができるということになつておるわけでありますし、いまあらためて法改正の必要はない、こういうやうな思います。

地方債の許可制度を廃止すべきではないか。これは「三分の間」というたどり書きになつておるわけであります。これは、地方債の場合、国と地方の財政をやはり自治省が一括してこれが調整をはかつていくといふことは、いつの場合にも必要だと思います。また、第二番目には、このごろ

過疎過疎の問題が好むと好まざるによらず現実にあるわけです。これをどう解消するかといふのを、いま政府の苦心して対策をしておるところではあります。この地方債についても、特に縁故債等におきましては、取得しやすい市町村は比較的簡単に取得できる。取得しにくい過疎地帯などはなかなか取得がむずかしい。まあ過疎債とか邊境債などでカバーはいたしておりますものの、やはりこれは、手の及ぶ市町村、及ばない市町村等を十分調整する意味から、当分の許可制度が望ましい。また、三番目には、地方財政の健全性というものをやはり自治省が十分把握しておると、いうことは、今後福祉行政を推進してまいりまするたまえから、当分は必要である、こ^ういう見解に立つておるものでござります。

以上お答え申し上げます。(拍手)

〔國務大臣愛知接一君登壇、拍手〕

○國務大臣(愛知接一君) 総理大臣、自治大臣から詳細なお答えがございましたから、私は特に申しあげることもないようございますが、私が強調いたしたいと思いまことは、ただいまいろいろの角度から御質問がございましたが、政府におきましては、自治省と大蔵省がますます緊密一体になりまして、地方公共団体の行政が円滑に執行されようとして、これを一番の念願にいたしておるところでござります。四十八年度の予算編成にあたりましても、一番先に地方財政計画との関係を取り上げまして、自治省との間の考え方を一致を

させ、そして相協力いたしまして各種の措置をさせてきておるわけでございまして、この関係が非常に円滑にいつておりますことについては御安心をいただきたいと思います。

そこで、ただいま、国が地方行政をがんじがらめにする、大蔵省はけしからぬではないかというような趣旨のお尋ねでございましたが、一例をあげますと、いわゆる地方の過重負担と申しますが、超過負担と申しますか、この点につきましても相協力して実態調査をいたしまして、最も大切な六つの事項について、その共同調査の結果を四十八年度と四十九年度の二ヵ年で解消するよう、四十八年度の国の予算も編成しておるわけであります。その中には、御承知のとおり、国の補助率の引き上げを含みまして、基準面積や単価やいろいろの点が取り上げられておりますようなわけでございません。

さて、これは時間の関係もございましょうから、詳しく述べておるわけございませんが、ただいまお話をございましたが、この付属税の税率といふものは私はきわめて重大な問題であると思います。この点については、自治大臣からもお話をございましたが、このままお話をございましたよろしくお尋ねでございましたが、國の租税特別措置につきましては、先ほど来申しておりますように、慢性化されると地方税へのはね返り等についてのお尋ねでございましたが、國の租税特別措置につきましては、それからその次は第四点、租税の特別措置、これが既得権化することがないように合理的な改廃をすべきものと考えております。これがまず第一点で、四十八年度国の予算においては、その合理的な改廃につとめておることは御承知のとおりでござります。

第二は、国税の租税特別措置の中には、地方税においても同様の措置を講ずることが適当と考えられるものござりますが、また、国税の特別措

置の影響を地方税で回避することが困難なものもござります。これらの事情を十分検討いたしまして、個々の特別措置において地方税にも及ぼすことが妥当か、回避することが妥当か、これは問題とがござります。それらの立場、性質におきまして、十分に検討してまいりたいと考えております。(拍手)

○副議長(森八三一君) 藤原房雄君。
〔藤原房雄君登壇、拍手〕

○藤原房雄君 私は、公明党を代表して、ただいま説明のありました昭和四十八年度地方財政計画、並びに地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法の一部を改正する法律案について、總理並びに関係各大臣に質問を行なるものであります。

田中内閣は、日本列島改造論を掲げ、決断と実行を廢じるしに登場し、国民からは大きな期待が寄せられたにもかかわらず、一年足らずで早くも日本經濟に不安を招き、ひいては四十八年度地方財政に危機感を与えるようとしておるのであります。特に、昭和四十八年度における地方財政計画の大きな問題は、計画策定後に起ったドル切り下げや円の変動相場制移行、相次ぐ外国為替市場の閉鎖など、一連の通貨問題が与える景気変動からくる影響であります。

去る四十六年度の途中で起きた円切り上げで、地方財政は二千億円の減収になつたのであります。これから見てもわかるように、法人事業税、軽油引取税などの地方税、また、国税三税の三二%を配分される地方交付税などは、いずれも景気の変動により相当減収が予想されるのであります。したがつて、来年度の地方財政計画は、計画と実態との間にかなりの狂いが生ずることは、当然予想しなくてはならないところであります。このような現状からして、國際經濟環境の急速な悪化、円再切り上げ等の影響で地方税、地方交付税の減収が生じた場合、政府はどのように地方財政

の確立、強化に對処するのか。
さらに、こうしたきびしい事態に對しでは、地方債の増発、借り入れ金措置等、こぞくな手段によらず、交付税率の大幅な引き上げ、もしくは、地方交付税制度の抜本的な改革をなし、地方の自主財源強化の方途を講じて、地方財政の強化を推進すべきと思うが、この点について、總理並びに大蔵大臣の明確なる答弁を求めるものであります。

次に、人口急増地域問題についてお伺いしながら、

ます悪化し、年々バスや路面電車の速度は落ちるばかりであります。東京や大阪を走るバスの平均スピードは時速十二キロを切つております。一般的にバスの採算に見合つた速度は十六キロから十八キロといわれております。こうした交通渋滞により上昇する結果となつてゐるのであります。四十六年度末の累積赤字を見ると、バスが八百五十三億円、地下鉄が六百三十四億円、路面電車が四百三十一億円と合計一千九百十八億円となり、さらに、四十七年には、赤字が上積みされ、確実に二千億円を上回るものと見られるのであります。ところが、政府は、このような公営交通の現状に対し、四十八年度予算の中で、路面交通に対し、過去の赤字については、再建債を発行してその金利を一部国庫で負担し、また、現に進行している路面交通の機能低下、赤字の増大に対する措置としては、バス購入費について、わずかな補助を行なつておるにすぎません。政府は、このようないくつかたる措置で、路面交通の赤字再発防止ができると思つてゐるのでしようか。

地下鉄への建設補助金の補助率も、二分の一から三分の一に引き上げておりますが、過密都市の

についても、補助金制度を確立すべきと思うが、
自治大臣、大蔵大臣、運輸大臣より御答弁をお願
いしたいのであります。
また、公営、民営、国鉄を問わず、大量公共輸
送機関の全般にわたって、都市交通はいかにある
べきかを洗い直す必要があると思うが、總理に、
これについての構想をお示し願いたいのであります。
質問の第四は、超過負担の解消についてであります。
從来から、超過負担に対しては國と地方と
が見解を異にしており、多くの問題が残されてお
ります。去る昭和四十三年度予算編成の際に、地
方財政対策の最終段階において、當時の水田大蔵
大臣と赤沢自治大臣との間に、四十六年をめどと
して、超過負担解消についての覚え書きが取りか
わされ、これに基づいて超過負担解消措置が講ぜ
られたのであります。しかし、これらの措置は全
く焼け石に水の感があり、このようなことから再
び大蔵、自治、関係省庁の三省による共同調査の
結果に基づいて、四十八年度から二ヵ年で解消す
ることが決まつたようであります。超過負担は國
と地方との財政秩序を乱し、地方財政を不當に圧
迫するものであります。今日、超過負担はすでに
二千億円をこえるといわれております。しかる
に、地方財政計画にあらわれた超過負担の解消措
置は、わざかに二百八十三億円を計上しているに
すぎません。
政府は、二百八十三億円というだけの措置で、

四十八年度の拡大された福祉優先を主眼とする公共事業の推進が、地方自治体に不当な財政負担を課すことなく達成できると考えているのでしょか。しかも、最近の著しい地価の高騰、さらに建築資材等の値上がりにより地方自治体は将来の計画も立たない状態であります。このような現況から、今後超過負担がますますふえることは必定であります。政府は、この点について、正確な認識を持ち、抜本的な措置を講じなければ、住民福祉のための公共事業は失敗するおそれがあります。総理はこの問題をどうとらえているのか、所見を伺いたいのであります。

質問の第五は、電気ガス税についてであります。電気ガスは申すまでもなく、今日の住民生活には欠かすことのできないものであります。これに課税する電気ガス税は、悪税と言わねばなりません。前佐藤総理も、電気ガス税は悪税であると明言されておりますが、田中総理、あなたはどのように考えておられるか、伺いたいのであります。

さらだ、今回は、十年ぶりに税率を引き下げるはいるものの、このような悪税は撤廃すべきであります。総理の答弁を伺いたいのであります。

最後に、固定資産税について伺います。今回の地方税法改正案では、住宅用の固定資産税は評価額の二分の一で課税することとなっています。住宅用の宅地については、宅地評価の著しい値上がり状況から見て、その課税標準となる価

格をさらに引き下げるべきであると思うがどうか。また、サラリーマンなどが所有している住宅用地と企業や大地主が所有している利益を生ずる事業用の用地との間に不公平のないよう適切な処置を講ずる考え方があるかどうかお伺いいたします。

〔國務大臣田中角栄君登壇、拍手〕
○國務大臣(田中角栄君) 地方財政対策についてまず申し上げますが、先ほども申し上げましたように、最近の経済の実勢から見まして、四十八年度の地方財政計画を修正する必要はないものと考えております。

なお、交付税率の引き上げ等特別の措置を必要とするとは現在考えておりません。

それから地方公営企業の再建問題等に対しての御発言にお答えをいたしますが、大都市における過密地域における公営交通事業等非常に困難な状況にあることは十分承知をいたしております。

次は、電気ガス税の問題でございますが、電気ガス税につきましては、その消費の実態、地方財政の状況等を考慮しながらその軽減について検討してまいりました。四十八年度においては、現行税率七%から六%に引き下げるところに、免稅点の引き上げを行なったわけでございます。

残余の問題につきましては、所管大臣からお答えをいたします。(拍手)

〔國務大臣江崎眞澄君登壇、拍手〕
○國務大臣(江崎眞澄君) お答えを申し上げます。

第一点の地方財政計画の修正の必要ありやいなや、これはもう総理からお答えがあつたとおりです。前の神沢さんにもお答え申し上げたとおりに考えております。

なお、地方公営企業の特に過密地帯、人口急増地帯において措置しなければならない重要な問題

にやはり検討して、国も地方公共団体も住民も一体になって、都市の合理的な交通体系の整備といふものに総論を出さなければならないということを、国民各位の深い理解と協力をいただきたいと、こう考えておるのでございます。

超過負担につきましては、毎年度の予算編成に際しまして、いわゆる超過負担が生じないように配慮をしてきたところでございますが、四十八年度予算におきましても、四十七年度に実施をした関係各省による実態調査の結果に基づきまして、計画的に超過負担を解消することにいたしております。

そこで、これから地方公営企業の再建問題等に対しての御発言をお答えをいたしますが、大都市における過密地域における公営交通事業等非常に困難な状況にあることは十分承知をいたしております。

次は、電気ガス税の問題でございますが、電気ガス税につきましては、その消費の実態、地方財政の状況等を考慮しながらその軽減について検討してまいりました。四十八年度においては、現行税率七%から六%に引き下げるところに、免稅点の引き上げを行なったわけでございます。

残余の問題につきましては、所管大臣からお答えをいたします。(拍手)

〔國務大臣江崎眞澄君登壇、拍手〕
○國務大臣(江崎眞澄君) お答えを申し上げます。

第一点の地方財政計画の修正の必要ありやいなや、これはもう総理からお答えがあつたとおりです。前の神沢さんにもお答え申し上げたとおりに考えております。

なお、地方公営企業の特に過密地帯、人口急増地帯において措置しなければならない重要な問題が山積しておるじゃないか、学校はどうだ、下水道はどうだ、保育所の整備は、あるいはじんあい処理場は……、お説のとおりに私どもも痛感をいたしております。それぞれに対し懸命な協力体

本年度は、義務教育であります生徒、児童の急増地域の国庫負担率を二分の一にいたしました。今回は小、中学校——中学校を含めて国庫負担率を三分の一から三分の二に引き上げるというわけで、急速に対策をとつておるわけであります。もとより下水道であるとか、このごろ保育所が人口急増地域では特に家庭的な事情等を含めて強く要請されております。これらの対策は十分今後も財政的に配慮すべく検討をいたしたいと思います。

地方の公営企業につきましては、總理からも御答弁がありましたが、何と言いましても、これは地方の努力と相まって問題を解決するということではない限り、国がただ助成措置を講ずればそれでいいといつていのものではないと思います。やはり国は微々たるということでしたが、相当今度は胸を張つて相當な大規模な助成措置をしたものと考えておるわけであります。何といつても地方公共団体において、この再建方途について、よどどこれは努力をしていただかなければならぬというふうに考えております。すでに特例債の発行とか孫利子の補給等々については御質問の中に御指摘されたほどで、よく御存じのとおりであります。いずれ、現在法案として提出いたしておりますので、また十分御審議をわざらわしたいと思

いりますが、今回の政府措置によって相当難問題は解決されるものというふうに期待をいたしております。次第でございます。

超過負担につきましては、これまた總理から御説明がありましたが、これは御承知のように、全く國と地方の財政秩序を乱すことにもなりかねません。また、地方公共団体の財政基盤をゆるがすというようなことになつてはたいへんありますので、各省庁と協力をして、本年度調査をして、来年度と四十九年度の二ヵ年にわたつてこれが措置をすることにいたしたわけであります。

二千億に及ぶのだ、こういう御指摘がありました。これは、県知事会等において調査された経費が二千億で、私どもが調査いたしましたのは六種目、六項目に限つております。県知事会等は、国の補助を受けるものを全項目にわたつて累計をし、しかも、これに人件費、運営費、事務費等々すべてを加味したものが二千億という数字であります。これも、政府から見まするといふと、千五百億円程度ではなかろうかといふふうに思つておりますが、多少積算の根拠に違ひがありますので、この点は御了承を願いたいと思います。

電気ガス税につきましては、總理からお話をありましたとおり、まことにゆかりの深い税といふわけで、二%程度減税したらどうだというお指図がございましたが、これが地方税源として非常に安定的、固定的な要素を多く持つております。そこで、ことしは一%ということで決定をしたわ

けでありますするが、しかし、大衆課税になつてはならぬ、これは御指摘のとおりだと思います。で、これは、所得の多い人は電気をよけい使う、あるいは所得の多い人はガスをよけい消費する、一種の消費税的なことは性格を持つ税金で、要するに、支出面からその税率を捕捉するという意味もあるわけであります。したがつて、大衆課税になつてはならぬという点では、電気の場合は五百円を千円に、ガスの場合は千六百円を一千五百円にする。ですから、今後はやはりこういう点を十分考えまして、免税点を措置することとして、税率については、いま地方の安定した税金といふことで、これを廃止するということはちよつと現在の段階では考えておりません。

四十七年度に、超過負担について関係各省の協力によつて実態調査をいたしましたことは、私は非常に意義が深かつたと思います。そして共同の実態調査の結果を二分いたしまして、四十八年度と四十九年度に國の予算の上でも処理をはかることいたしましたことは、いわゆる超過負担の問題は相當前進することになったと思いますが、今後にきおましても超過負担のできませんよう、一そく関係各省の意見を開きながら補助事業全体の推進をはかりたいと、かように考えております。

公営交通対策につきまして、國がもつとやるべきではないかといふ御趣旨の御質問でございましが、これは、ただいま総理からも御答弁がございました趣旨に基づきまして、たとえば路面交通、バス、市電の関係で申しますならば、財政再建債に対する利子補給を拡充をいたしました。それから再建事業に対するバス購入費の補助も新たに國の予算で考えることにいたしました。それから路面交通の関係におきましても相当の援助をすることにいたしました。さらには地下鉄の関係でございますが、建設費補助金の補助率の引き上げ、これは先ほど御言及になつた点でございますが、三三・八%に引き上げる。それから六年

官報号外

分割、従来は八年分割でございましたものを六年にいたします。
また、特例債、これは建設債の利子借りかえ債でござりますが、それの利子補給の拡充もする」といたしまして、地下鉄だけの計で申しまして百五十億円といふ、因といたしましては相当の努力を前向きに四十八年度予算の上で示したわけでございますが、今後こういう考え方で協力をいたしたいと考えております。（拍手）

〔國務大臣新谷寅三郎君 拍手〕

○國務大臣（新谷寅三郎君） 大都市における交通が非常に渋滞しております、国民の方々に御迷惑をかけておりますことは、まことに遺憾にたえません。これを打開いたしましたには、各交通機関にはそれぞれ非常な特色がござりますから、その特色を生かしまして、バス、地下鉄、私鉄、国鉄等の大量公共輸送機関を十分に活用いたしましたことによって、国民に便利で快適な輸送サービスを提供するように配意をしなければならぬと考えております。この場合、国鉄及び私鉄につきましては都市間の旅客輸送、大都市の通勤通学輸送、地下鉄につきましては大都市内の交通、バスにつきましては都市鉄道の補完、地域住民の足の確保というような観点に重点を置きました。それぞれその機能を十分に発揮させるようになります。

これらの国鉄、地下鉄、私鉄、バス等につきまして、四十八年度予算におきましていろいろの財政

措置を講じておりますことにつきましては、いま大蔵大臣から詳しく述べになつたとおりでござります。

一つ補足をして申し上げますが、御質問の中にも、過密都市における路面交通対策についてお触れになりました。特に、バス事業についてお触れになつたように聞いたのでござりますが、この問題につきましては、運輸省におきまして、大量公共交通輸送機関としてのバスの機能を回復、向上せしめるために、昨年の末にバス専用レーン、優先レーンの設定とか、路線網の再編成、それから、都市用の車両の開発などを内容といたしまして、大都市バス輸送改善対策を策定いたしましたのでござります。今後この対策に基づきまして、各都市ごとに具体的にその計画をきめまして、関係機関の協力のもとに、おおむね五カ年を目途にいたしましてその達成をはかることにいたしております。（拍手）

○副議長（森八三一君） これにて質疑は終了いたしました。

○副議長（森八三一君） 日程第四 國家公務員の寒冷地手当に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長高田浩運君。

審査報告書

国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年三月六日

参議院議長 河野 謙三殿

内閣委員長 高田 浩運

衆議院議長 中村 梅吉

増減費の実情等について十分検討を行ない、定額分および加算額の増額ならびに基準日後の世帯区分の変更等に応する支給額の調整について考慮すべきである。

なお、寒冷地手当の支給地域区分について継続して検討を行ない、その不均衡の改善措置を講ずべきである。

右決議する。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和四十七年十二月二十七日付の人事院勧告を実施するため、北海道に在勤する職員に支給する寒冷地手当の基準額に加算する額を改定しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法律施行に伴い、昭和四十七年度に必要な経費は、約一億四千万円である。

国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律

附帯決議

積雪寒冷地帯における公務員の生活の実態にかんがみ、今後における燃料価格の動向を含む寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の一部を次のようによります。

国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の一部を次のように改正す

甲 地 二九、八〇〇円 一九、八七〇円 九、九三〇円
乙 地 二七、三〇〇円 一八、一〇〇円 九、一〇〇円

を

に改める。

甲 地	三六、八〇〇円	二四、五三〇円
乙 地	一〇、五三〇円	一〇、一七〇円

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律の規定は、昭和四十七年八月三十一日から適用する。

2 この法律による改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律の規定に基づいて昭和四十七年八月三十一日からこの法律の施行の日の前日までに職員に支払われた寒冷地手当は、この法律による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律の規定による寒冷地手当の内扱みなす。

○副議長(森八三一君) これより採決をいたしました。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(森八三一君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

○副議長(森八三一君) この際、日程に追加して、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(森八三一君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員長植木光教君。

右の本院提出案をここに送付する。

昭和四十八年三月一日

衆議院議長 中村 梅吉

参議院議長 河野 謙三殿

審査報告書

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部

○高田浩運君 ただいま議題となりました法律案は、昨年十二月二十七日の国家公務員の寒冷地手当についての人事院勧告を完全実施するため、北海道に在勤する職員に支給する寒冷地手当の基準額に加算する額を、甲地及び乙地についてそれぞ
れ引き上げ、昭和四十七年八月三十一日の基準日から適用しようとするものであります。

委員会におきましては、今回、定額分を引き上げなかつた理由、加算額引き上げの根拠、世帯区分の変更に応ずる支給額の調整等について質疑が行なわれましたが、その詳細は、会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきもの

と決定いたしました。

なお、附帯決議が全会一致をもつて付されまし
た。

以上御報告申し上げます。(拍手)

議院運営委員長 植木 光教
参議院議長 河野 謙三殿
要領書

委員会の決定の理由

本法律案は、国会議員の任期満限または衆議院の解散により退職した国会議員の秘書が一定期間内に再び秘書となつた場合に支給する期末手当及び勤勉手当について所要の是正を行なおうとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴い必要な経費は、昭和四十七年度において約三千七百八十五万円である。

4 五月一日から五月十五日までの間又は十一月一日から十一月十五日までの間に、議員の任期が満限に達し、又は衆議院が解散されたときは、その満限に達した日又は解散の日在職する国会議員の秘書は、それぞれ十二月二日又は六月一日からその満限に達した日又は解散の日までの期間におけるその者の在職期間に応じて前二項の規定により算出した金額を、勤勉手当として受け取る。

5 前項の規定により勤勉手当を受けた者で、再び国会議員の秘書となつたものが、第一項に規定する勤勉手当を受けることとなるときは、その者の受けた勤勉手当の額は、第二項の規定による勤勉手当の額から前項の規定により受けた勤勉手当の額を差し引いた額とする。ただし、前項の規定により受けた勤勉手当の額が第二項の規定による勤勉手当の額以上である場合には、第一項の規定による勤勉手当は支給しない。

二、附帯決議

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部

を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決し
た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年三月七日

第三条第一項中「第五条」を「第五条第一項」に改める。
第四条第一項中「次条」を「第四項又は次条第一項」に改め、同条に次の三項を加える。
3 前条第二項後段の規定は、前項の在職期間を計算する場合について準用する。

4 五月一日から五月十五日までの間又は十一月一日から十一月十五日までの間に、議員の任期が満限に達し、又は衆議院が解散されたときは、その満限に達した日又は解散の日在職する国会議員の秘書は、それぞれ十二月二日又は六月一日からその満限に達した日又は解散の日までの期間におけるその者の在職期間に応じて前二項の規定により算出した金額を、勤勉手当として受け取る。

5 前項の規定により勤勉手当を受けた者で、再び国会議員の秘書となつたものが、第一項に規定する勤勉手当を受けることとなるときは、その者の受けた勤勉手当の額は、第二項の規定による勤勉手当の額から前項の規定により受けた勤勉手当の額を差し引いた額とする。ただし、前項の規定により受けた勤勉手当の額が第二項の規定による勤勉手当の額以上である場合には、第一項の規定による勤勉手当は支給しない。

三、附帯決議

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部

を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決し
た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年三月七日

国会議員の秘書の給料等に関する法律(昭和三
十二年法律第二百二十八号)の一部を次のように改
正する。

二 三月一日、六月一日又は十二月一日前四十日

に当たる日の翌日からそれぞれ二月十五日、五月十五日又は十一月十五日までの間に、議員の任期が満限に達し、又は衆議院が解散された場合においては、その満限に達した日又は解散の日に在職した国会議員の秘書で、それぞれ三月二日、六月一日又は十二月二日以後に、かつ、当該満限に達した日又は解散の日から起算して四十日以内に再び国会議員の秘書となつたものとみなし、第三条の期末手当及び前条第一項の勤勉手当を受ける。

2 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十七年十一月十三日から適用する。

国會議員の秘書が改正前の国會議員の秘書の給料等に関する法律第四条第一項後段の規定により受けた昭和四十七年十一月十三日の衆議院の解散に係る勤勉手当は、改正後の国會議員の秘書の給料等に関する法律第四条第四項の規定により受けた勤勉手当とみなす。

附
目

〔植木光教君登壇 拍手〕
○植木光教君 たたいま議題となりました法律案
は、第一に、国会議員の秘書の勤勉手当にかかる
在職期間の計算上、議員の任期満限または衆議院
の解散により退職し、四十日以内に再び秘書と

なつたものは、その期間引き続きその職にあつたものとすることとし、第二に、期末、勤勉手当の基準日前に、議員の任期満限または衆議院の解散により退職し、基準日後に行なわれた選挙後直ちに再び秘書となつたものに対し、基準日まで引き続き在職したものとみなして、これらの手当を支給することとし、その他、これらの措置に伴う所要の整理を行なおうとするものでありまして、昭和四十七年十一月十三日から適用しようとするものであります。

以上が本法律案の内容であります。委員会におきましては、審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申しあげます

○副議長(森八三一君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔贊成者起立〕

○副議長(森八三一君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されまし

卷之三

本草綱目

本日はおはや龍会いたし

出席者は左のとおり。

○植木光教君　ただいま議題となりました法律案は、第一に、国會議員の秘書の勤勉手当にかかる

在職期間の計算上、議員の任期満限または衆議院の解散により退職し、四十日以内に再び秘書と

(同日任期満了の加藤間男の後任)

片岡 文重

同日内閣を經由して郵政大臣から、放送法第三十八条第二項の規定に基づく日本放送協会昭和四十六年度業務報告書およびこれに付する同大臣の意見を受領した。

去る三日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を社会労働委員会に付託した。

船員保険法の一部を改正する法律案

昨六日建設委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 竹内 藤男君 (上田稔君の補欠)

理事 松本 英一君 (西ヶ久保重光君の補欠)

欠)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即ちこれを農林水産委員会に付託した。

農業協同組合法の一部を改正する法律案

水産業協同組合法の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

金属鉱業等鉱害対策特別措置法案

同日委員長から左の報告書が提出された。

国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

本日委員長から左の報告書が提出された。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

明治三十五年三月三十日
種類便物税可日

昭和四十八年三月七日

参議院会議録第八号

定価
一部五十円
(配送料込)

発行所

大藏省印刷局
東京五八二四四二一(大代)
電話 東京 郵便番号二〇七
東京都港区赤坂六丁二番地